

1. 議事日程第3号

(平成20年第3回大口町議会定例会)

平成20年3月10日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 議案に対する質疑

日程第2 議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	木野春徳
11番	齊木一三	12番	倉知敏美
13番	酒井久和	14番	吉田正輝
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎭	副町長	社本 一裕
教育長	井上 辰廣	政策調整室長 兼総務部長	森 進
政策調整室 参事兼 政策調整課長	大森 滋	総務部参事 兼情報課長	小島 幹久
健康福祉部長	水野 正利	環境建設部長	近藤 則義
環境建設部 参事兼 環境経済課長	杉本 勝広	会計管理者	前田 守文
教育部参事	野田 敏秋	教育部参事兼 生涯学習課長	三輪 恒久

行政課長	近藤孝文	企画財政課長	近藤勝重
税務課長	松浦文雄	生活課長	村田貞俊
福祉課長	馬場輝彦	こども課長	鈴木一夫
保育長	稲垣朝子	保険年金課長	吉田治則
地域振興課長	星野健一	健康課長	河合俊英
建設課長	野田透	都市開発課長	近藤定昭
下水道課長	前田正徳	監査委員 事務局長	掛布賢治
学校教育課長	江口利光	学校教育課 主幹 派遣指導主事	田中将弘

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	近藤登	議会事務局長 次	佐藤幹広
--------	-----	-------------	------

開議の宣告

議長（宇野昌康君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

議案に対する質疑

議長（宇野昌康君） 日程第1、議案に対する質疑を行います。

議案第17号 平成20年度大口町一般会計予算の歳出、議会費及び総務費から質疑を開始いたします。予算に関する説明書の30ページから79ページまでです。ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正輝君。

14番（吉田正輝君） 43ページ、ちょっとお聞きするんですけど、巡回バス運行事業5,600万何が上がっていますが、これは相殺した分が上がっているのか、お聞きしたいんですが。

それと、収入がもし相殺だったら、収入分は非常にわかりにくいですから、収入として、巡回バスの広告料収入とか、運行支援収入とかいうのが雑入で上がっていますが、こういう雑入で収入分を上げるということはできませんでしょうか、お尋ねします。

議長（宇野昌康君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） それでは、42ページ、43ページの巡回バスの件についての御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、ここの負担金5,675万7,000円の中には、当然相殺分は含まれておりません。これは向こうの契約の目いっぱいの額を計上させていただいております。ここの中から、運賃収入等があれば相殺されていくということになります。

それから、その場合、運賃収入は雑入等で受け入れることができないかということでありまして、運賃収入につきましては、現行の制度上、輸送の対価として、バスの運行事業者、19年度の大口町の場合はあおい交通ですけれども、そういう収入になるというふうに法律上なっておりますので、これにつきましては、町として受け入れることが今の段階ではできないという状況になっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正輝君。

14番（吉田正輝君） ちょっと理解できなんだけど、収入というのはここに含まれていないということですか。だったら、どういう操作をされているか、ちょっと。

議長（宇野昌康君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） 運賃収入については、バスの運行事業者の方に入るわけです。ですから、例えば5,675万7,000円から、これを仮に契約金額とした場合に、その中から毎月の運賃収入が入った分を引いて、町は支払いをしていくということになるわけです。どうしてそういうことをやるのかというと、今言いましたように、今の道路運送法上の制度では、バスの運賃収入というのはバスの運行事業者、要は免許のある者の収入になるということで、町には免許がありませんので、町の収入にならないということになっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 既に条例については終わっているんですが、地域手当の考え方についてお伺いいたします。

近い将来、大口町は国の指導に従って地域手当をゼロにするんだというのが当局の考え方がありますけれども、同じ愛知県内で同じような規模の自治体でも、地域手当を残していいという自治体もあるんですね。自治労連というところから、けさ方資料を取り寄せますと、今は最高が10%ですけれども、将来、すごいんですね、これ。刈谷市などは12%にしていく。国の基準ですよ。豊田市も12%、日進市に至っては15%、本当にひどいんですね。国の基準がそうだというんですよ。同じ町でも、東郷町、豊山町、春日町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、三好町、こういうところは3%で残していいというんですよ。もっとひどい格差は、長久手町なら8%残していいんだと。大口や扶桑はゼロ%だと。こんな物の考え方が何を基準にして国から示されているのか、ちょっと理解できませんので、説明をいただきます。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） まず、国が地域手当を創設した経過というのは、先日お答えさせていただいたとおりなんですけど、4.8%の給料を引き下げることによって、その浮いた財源、4.8%分の財源をもって、地域手当、並びにほかの国家公務員しか与えられないような手当を創設したのは、この間お答えしたとおりでございます。その中で、地域手当につきましては、東京都内23区ですかね、東京都内に勤務する者の給与というのは、結果的にプラ・マイ・ゼロの状況であって、それ以外を下げるといようなことになっております。

それで、地域手当のパーセントは、ちょっと重複しますが、民間賃金が特に高い東京都特別区の支給区分については、現行給与水準を維持するために必要な18%を設定ということですから、18%設定することによって、東京都にいる国家公務員はプラ・マイ・ゼロの給料を今後

とも維持できるよと。

それから、現行の地域手当、もう既に廃止されておりますけど、調整手当の連続性を考慮して、18%、15%、12%、10%、6%、3%の6区分とし、手当額は、私どもがいただいておりますように給料、それから管理職手当、並びに扶養手当の合計額に支給割合を乗じて得た額。ですから、東京都であれば18%を掛けたものが給料に上乘せされるというような状況でございます。

今言いました支給区分及び手当額につきましては、俸給水準、給料が4.8%引き下げること、を考慮して、厚生労働省がつくっております賃金構造基本統計調査による賃金指数、全国平均100、10ヵ年平均をもって、95%以上であること。ですから、先ほど言いましたように4.8%足しますとちょうどプラ・マイ・ゼロの100%になるかと思っておりますけど、それを基本として、支給地域及び支給割合を定めたことになっております。

同じく県内でも、最高の日進市が15%、刈谷市、豊田市が12%、それから豊明市が10%、6%につきましては瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市、尾張旭市、以上6市です。それから3%は豊橋市から弥富市まで18市、それから町につきましては、東郷町から三好町まで10町が地域手当の支給地域に該当しております。なお、0%の地域につきましては、豊川、蒲郡、常滑、新城、高浜、田原市の6市、それから町では、大口町から御津町まで18町、以上6市18町がゼロ%の支給地域になっておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 全然住民サイドの目線で言いますと、そういう説明をいただいても、大口町はゼロ%で、最高15%が愛知県内でもらえるところがあってもいいんだと。今、大口町9%のやつがゼロになることによって、30万とか40数万とか賃金がダウンするという説明を受けましたけれども、大口町の職員はそれでいいんだと。日進市などは今12%だけれども、さらに3%も上げていいんだと。同じ愛知県のすぐ近くの自治体でこんな格差がさらに拡大されると、地域手当が、ふやしていいところとゼロにせよというような、こんな一覧表をつくって国が棒をはめてくる。地方の時代もあったもんじゃないんですね。大口町はこれほど財政が豊かで、なお一層優秀な職員を確保して、職員の皆さんのやる気を起こして、いいまちづくりをやるうという方向に行くのが当然だと思うんですよ。それが、財政状況も見ないで、財政の苦しいところでも、どんどん地域手当を引き続き出してもいいですよ。もっと上げていいですよというような基準を国が勝手に決めてくるなんていうことは、地方分権の時代に逆行しているんじゃないんですか。大口町は出す力もあるし、出して、大いに職員の皆さんのやる気も醸成をして、いいまちづくりをやるうという方向に行くのが自然であって、それをゼロにして、

住宅ローンも抱えている、子育てもしなければならない、そういう皆さんの賃金を大幅に引き下げるなんていう方向を打ち出すことが大口町にとって本当にメリットがあることとは思えないんですね。住民の目線からいって、あるいは職員間の公平、自治体間の公平性からいって、国の基準は明らかに矛盾していると思いませんか、総務部長。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 個人的というような発言がこの中では通りませんけれども、地域手当につきましては、金曜日、さらには本日、行政課長の方からる説明をさせていただいたわけですが、この地域手当そのものの考え方、あるいは国家公務員の給与形態の見直し、そういう中で、私ども、国に準じた人事院勧告を受けて、それぞれ給与形態、さらには手当の形態をずうっと踏襲してきておるわけですが、さかのぼること、その調整手当そのものの支給の是非から、今回の地域手当の見直しに関しては、国の方からの文書等、あるいは県の方からの文書等には記載がさせていただきます。本来、大口町というところが、地域手当8%、あるいは9%を支給しておって、それを調整手当という制度がなくなって、地域手当ができて、地域手当の名称変更というような感じで率をキープしてきたような設定をしたわけですが、それについて、全国で大阪、あるいは神奈川、愛知という、要するに経済的にも割と全国的に富めておる団体が国のそういう指針に従わず、独自に地域手当の設定をして支給をしていた。そういうことに関して、国は、先ほどありましたように特別交付税での措置というものを念頭に、それともう一つは、やはりあくまでも地域手当というのは国の国家公務員に対する基準での話であって、私ども大口町のような2万足らずの人口の中で、国の人事院勧告、あるいは給料表に準ずるような膨大な資料、データをもとに給料表の設定ができればいいわけですが、到底それだけの力がございません。ですから、人事院の給料表、あるいは考え方等を踏襲してずうっと今まで来ておるわけですが、それがここへ来て、国あたりの説明としては、やはり市町村独自、あるいは都道府県独自でそういうものが確立されれば、地域手当を含めてですけれども、独自の給与体系、あるいは独自の手当についての考え方が明確に示すこと、あるいは住民の理解が得られればというような大前提がありまして、今、田中議員が言われるように、果たしてそれでは大口町の今の現状で、国の指針がそうであるのかかわらず、大口町が本来地域手当の支給ができない地域でありながら、9%の地域手当の支給を堅持していくということになりますと、とても住民の方に我々として十分な説明ができない。そういう中で、国の給与と改定に準じた形での是正を私どもとしては、平成22年度以降実施をしていくということでございます。

ただ、地方分権の話、さらには今の話で、人事院勧告、そういうものが非常に複雑に交錯しておるなあということは自分自身考えてはおりますけれども、悲しいかな、給与形態、さらに

は給料表に関して言えば、まだ、地方分権と言われている中で私どもがそれだけの力もありませんし、国の、あるいは県の人事委員会等の基準というものに準拠して私どもが設定をしていかなければならないというような現状がありますので、一部には、田中議員が言われるような地方分権という視点でという話につきましてはそういう部分があるのかなということは思っていますけれども、私どもに現在それだけの力がないというのが非常に残念な状況でございますが、22年以降、国の給与形態に沿った形で是正をしていくという考え方でございます。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 現実に部長さん方の給料が幾らかという御説明もありましたけれども、大口町内の企業がいっぱいありますけれども、そういうところの部長さんと比べてそんなに低いのかと議員の控室でもちょっと話題になったんですけれども、決して高くないですね。大口町と同じように財政状況がいい自治体もあれば、それほどでない自治体もあるんですけれども、例えば長久手は8%でいいけれども、大口町はゼロだと。長久手も財政豊かですね。そういう中で、長久手町に働いている、いわゆる民間の企業労働者の賃金等が参考にされて、8%支給していいということにはなっていないようですね。大口町で働いている民間の労働者の皆さんと役場の職員の皆さんが、その労働環境やいろんな差はあるものの、一体どのぐらいの賃金の差があるのか。相違があるのか。そういうことを一度きちんと調べないといけないんじゃないですか、みずからの力で。例えば大卒で新入社員で本採用された皆さん、初任給は幾らなのか。それから3年後、5年後、10年後ぐらいになって、主任とか係長とかなるといときの差、あるいは管理職としての課長になったときの差が一体どうなのか。そういうものをきちんと自分たちで精査をしなきゃいかんと思うんです。国の言いなりで、ちょっと近くのところは8%維持していいよと。国から言われたから8%だと。国から言われたから、国の基準に従って、それだけが住民の理解度じゃないと思うんです。同じ大口町で働いている同じ労働者として同じような能力を発揮して一生懸命働いているなら、大口町内の一流企業の労働者の皆さんとほぼ同等の給料をしっかりといただいて、負けないようにしっかりと働いていただくということで調査をしたら、結果はどうでしたと。ですから、大口町は給料についてはこのような水準を維持し、目指していくべきだというふうに考えますと、いわゆる町長が言われるように自己責任で、自信を持って、そういう給料がいかにあるべきかということを定めていくべきであって、国に言われて、国の複雑な給料表やいろんな評価の仕方、それを全部遵守して、複雑な給料表をつくったりしていく能力がないとかあるとかという問題じゃなくて、そういうことは必要だと思います。それをやらずに、人事評価をやって、昔どおり4段階ぐらいずつ給料の上がる人と、1段階か2段階しか上がらない人の格差をつけていくんだというようなみみっちい

ことを言っている、職員の士気は上がらない。職員の士気が上がらないということは大口町民にとって極めて不幸なことです。住民サービスの向上をきちんと維持し、発展させ、大口町の職員の皆さんと、そして役場に対する期待に十分にこたえていけるような、そういう給料体系をきちんとみずからの力で構築をしていくべきだと。地方分権というなら、なお一層のこと、地方は独立した、そういうことについての指揮権をきちんと持つべきだというふうに思いますので、地域手当については十分慎重に時間をかけて検討していくべきだというふうに思いますが、副町長の見解を伺っておきます。

議長（宇野昌康君） 副町長。

副町長（社本一裕君） 議員から、地域手当について御質問等をいただいております。今お話をいたしましたように、総務部長からもお答えをいたしております。この件については、現下の厳しい状況の中で、県等からも御指導があり、また今、私どももそういったお話をお聞きしてきたという状況でございます。大変今の厳しい状況でありますので、そういったことを踏まえながらこれからも対処していきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 幾つか質問を朝のうちに通告しておきましたけれども、35ページの退職手当組合の負担金ですけれども、この負担金が町長の方が多いんですけれども、どうして多いのかちょっとわかりませんので、お教えいただきたいのと、それから39ページ、使用料のところ指定管理者に対する使用料ということで予算がのっておりますけれども、全体で指定管理者に支払う指定管理施設という使用料がありますね。全体でこれが幾ら指定管理者に支払うことになるのか。

それから、同じページの非核平和事業ですけれども、ことしは何を行うのか、お教えいただきたい。

それから、巡回バスについてですけれども、今度新たに江南厚生病院が新しくできますけれども、ここへは巡回バスが行くのか行かないのか、ダイヤ改正をやるのかやらないのか、教えていただきたいのと、前から、田中議員からも質問が以前あったと思うんですが、車内で次のバス停を知らせてほしいんですけれども、大きいバスは多分やってみえるんだろうというふうに思うんですけれども、小さいワゴンタイプのやつもぜひお願いしたいんです。

それから、私の父親も毎週土曜日になると電車に乗って、一宮から百姓をやりに来るんですけれども、巡回バスを柏森駅から利用するんですが、電車が往々にしておくれるんですね。おくれるとバスに乗れないですよ。もう少しのところ、見えておって乗れないと。江南駅だと

ちょっと見えんようなところにバス停があるもんですから、ちょっと離れていますよね。江南駅のバス停も駅のもうちょっと近くになってくれるともっといいなあという声もあるわけですが、多少一、二分ぐらいおくれでも乗れるぐらいの余裕が欲しいなと思ってね。5分も10分もという今度は待つておる方が待ちくたびれてしまいますので、もう一、二分余裕を駅ではとっていただけるとありがたいなというふうに思います。

それから、49ページの公用車の管理事業ですけれども、町の公用車というのは今リースにどんどん変わっていているんですかね。そうした状況の中で、町内にもいっぱい車屋さんがあるわけですが、そうした町内業者の参入は一体どういうふうになっているのでしょうか。リースということになってくると、なかなか大きいところしか実際にはやっていないもんですから、大口町の入札からどんどん外されていってしまうということになるわけですが、やはり町内のそうした業者の育成という意味でも、町内業者も参入しやすいような公用車の管理事業にしていけたらなあというふうに思うんですけれども、今、どういうふうになっているのでしょうか。

それから、51ページに町民会館の駐車場管理事業というのがあるんですけれども、職員の皆さんから料金を取るのか取らんのかということをちらちら聞くわけですが、これはどういうふうになっているのか、教えてほしい。

それからもう一つ、同じページですけれども、交通安全対策ということで、今、指導員さんが2人お見えになりますね。雨の日も出ていただいて、危険な箇所を通りかかるときに、本当に助かるなというふうに思うんですけれども、今、小学校は三つあるもんですから、指導員が2人というのはちょっと少ないんじゃないかなあと。せめて3人にはならないのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

それから55ページですけれども、地方公営企業等金融機構に対する出資金というのが出ておるわけですが、この出資金というのはどういう場合に出すものなんでしょうか。ちょっと私、わかりませんので、教えてほしい。

それから59ページですけれども、ここに電子計算機管理事業ということで、その中の使用料及び賃借料でウイルス対策ソフト117万6,000円というのがあるんですけれども、この間、うちもウイルス対策のソフトを買いましたけれども、何千円という値段だったんですけれども、しかも、その後、5年間ぐらいお金を払わんでもいいというやつがあったんですけれども、XPでも、今の新しいビスタでも対応できるということなんですけれども、何でこれ117万6,000円もかかるのかちょっとわかりませんので、これもお教えいただきたい。

それから次のページですけれども、電算システム開発委託料というのが61ページにあります。これ6,700万円、非常に大きな額ですけれども、この間うちも国保のことで統計的なこと

を知りたいと思ってお尋ねしても、そういう統計的なものがシステムの関係で出てこないという、そういうことがいろんな場面で実は出てくるんです。例えば国保の加入世帯の中で、65歳以上の人で年金所得の人は一体どのくらいおるんだと聞いても、手でずうっと全部調べていかないとわからんと言われるんですよ。ところが、コンピューターで国保税とかそういうのもみんな計算しておるはずで、何でそれがわからんのかというのが私には全然理解できないんですよ、そういう意味では。だから、システムが本当に悪いんじゃないかなというふうに思うんですね。本当に使い勝手が悪い。それに6,700万円もまたお金をかけるのかと思うと非常に情けないと思います。

そういう意味では、もっと知りたい、例えば統計上のもの、組み合わせによって、いろんな物の考え方が便利なコンピューターを利用すればできるはずなのに、現実にはそういう利用が本当にできない状況が今あるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そこら辺の改善は今後されるのでしょうか。

それからもう一つ、さっき、田中議員からも地域手当のことが出ましたけれども、これも私、伺っておきたいんですが、今、大口町は9%ですね。調整手当の時代があるわけですけれども、調整手当が8%から9%に上がったときはどうして上がったのかということですが、これは人事院勧告でも何でもありませんよ。人勧で上げたんですか。上げてないですよ。1983年だったか、4年だったか、私、忘れちゃったけれども、ちょうど鈴木善幸という人が総理大臣のときに人事院勧告を凍結したんですよ。そのときに、その代償ということで愛知県じゅうの自治体がみんな上げたんですよ、1%ずつ。何も人事院勧告によらずにそういうことを勝手にやっているじゃないですか、現実の話は。

それから、地域手当というのは、要するに住んでいるところじゃないんですよ、国家公務員の場合は。東京都に住んでいるからということで18%、そういうことじゃないですよ。勤務地ですよ。勤務地で見るとですよ。大口町に住んでおる人も、この近隣で、例えば江南市から来ておるからといって、江南市から来ておるから3%上げるかといったら、上げないでしょう。要するに勤務地で見るとこういうことが起きるとですよ。例えば同じ江南市で、名古屋とか、それこそ、さっきどこかありましたよね、高いところ。日進市にお勤めだったら、例えば大口町に住んでおっても15%の手当がもらえるわけです。そういうことを考えれば、自治体にこういう考え方を導入すること自体にもともと無理があるんですよ。無理がある、これはね。だから、そういう意味でも、また以前の調整手当を上げたときの経過からしても、これは自治体独自でそういうものはこれまでも決めてきた。これは労使の、要するに労働組合と、それから町当局の交渉の中で調整手当というのは上げられてきたんです。それは働く皆さん方の団結によって上げられてきた。そういうものなんです。それを、一概に国に合わせてそれを引

き下げるとするのは全く不当と言わざるを得ない。これは国に何も合わせる必要がない手当なんです、もともとは。これまでの歴史を見ると、そういうことで調整手当というのは存在してきたものなんです。そこは全く町の方も履き違えているんじゃないですか。私、ぜひ見解を伺っておきたいと思います。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） それでは、吉田議員の御質問に、5点ほどあったかと思えますけどお答えさせていただきます。

まず最初に、町長の退職手当組合の負担金の方がなぜ高いのかという御質問ですけど、昨年の町長のマニフェスト以来、町長の給料を30%下げて、結局副町長の方が多くなるという逆転現象を起こしたわけなんですけど、退職金の負担金の率ですね、組合が定めております率が、町長の場合ですと1,000分の360、36%ですね。副町長さんの場合ですと1,000分の220ということで22%ですから、当然その辺の率によって差が生じてきておると。85万円町長の方が多いわけですので、御理解をお願いいたします。

それから、使用料の件ですけど、全体で136万1,000円です。なお、特別会計も含まれております。

それから、非核平和事業ですけど、ことしは何を行うかという御質問でありましたけど、昨年に引き続き、健康文化センターロビーでパネル展を実施する予定であります。なお、パネル展につきましては、担当者が言うておりますように、好評だったということで引き続き実施させていただきます。なお、御意見等ございましたら、今後の参考とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それから51ページ、交通安全対策の指導員が2人というのはいくつかという御質問ですけど、現在のところ、2名体制でローテーションにより小学校3校の校区ごとに指導をいただいております。実際、2名が多いのか少ないのか。3名でどうかという御意見もあるかと思えますけど、幸いにして登下校時にボランティアの方が今お骨折りいただいております。ボランティアの方と手を組みながら、今後とも推進していきたいなと思っております。また、どうしても3名体制が必要ということであれば、今後の検討とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それから、地域手当の件ですけど、前段に私の個人的な意見というふうに前置きしてお聞きいただければ結構かと思えますけど、やはりこれを推し進めることによって国からの特別交付税が締めつけられるということは、この間お話ししたとおりでございます。そのときに、住民への説明がどうつけられるのか、だれがどう説明してくれるのかということ、この間もお答えしましたとおり最終的には私たち役場が答えなければならないと思います。役場の給料

が高いのか安いのか。これは私の個人的意見なんですけど、たまに同年と飲んだりしますと、おまえら役場はいいなと。本当にいいなと言われます。それに対して返す言葉って全然ないわけなんです。ということは、私たちが労働して、つくり上げるものって一体何なのかというと、やはり目に見えないサービスとか施策とか、そういうものだと思います。それが町民にはね返ってくれば、おまえら、いい仕事しているなということになるんですけど、そのお金が自分たちと比べて適正かどうかということというのは、やはり疑問を感じながら話し合いはしています。ですから、私自身、自分の給料が高いのか安いのかどうかわかりません。ただ、息子の給料なんか聞いていますと、非常に高いです。高いんですけど、その分仕事をやっています。朝2時まで、3時まで起きていて、翌朝、もう6時に仕事に行っています。そんな仕事を1ヵ月続けて、たまに2週間ほど休みをもらえますけど、そんな仕事がいいのか、自分たちの今のような仕事がいいのかはわかりませんが、やはりこの間もお答えしましたように、賃金というのは労働の対価だと思います。労働が厳しければ厳しいほど、やはりそれなりの給料というのは与えられるかと思っています。私たちの労働が厳しくないのかということ、コメントを差し控えますけど、やはり世の中の仕組みというのはそれじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） それでは、巡回バスの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、江南厚生病院に巡回バスが運行されるのかということでありまして、これにつきましては、一般質問でも質問いただいております、重複するような形になるかと思っておりますので、この点御容赦をいただきたいと思っております。

まず、江南市を初めとしまして、名鉄バスとの協議、調整が必要になってくるということで、大口町単独で決定をする事項ではないということでありまして、具体的には、道路運送法に位置づけられました大口町と江南市の地域公共交通会議での協議、合意が必要になってくるということで、直ちに厚生病院まで路線を延伸するということができない状況であるということでありまして。

それからもう1点は、運行範囲が広くなれば、町内におけるバスの運行の密度が低下するということも考えられますので、今考えておりますのは、名鉄バスが布袋駅から江南駅経由で江南厚生病院に新路線を運行するというので、これに布袋駅と江南駅に連絡できるようなバスの時刻表を設定していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、次のバス停をバスの中で知らせてほしいという件です。これは決算審査の折にも御質問をいただいて、何とか対応したいということで行ってきたわけですが、なかなか

今の小さなバスではそういう設備がないということで、運転手の肉声によるしかないという点があって、なかなか徹底がされない状況があります。今回は、平成20年度の契約の中にそうした対応もしてもらうという条項を入れて、契約条項の中で履行をきちっとするように持っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、電車がおくるとバスに乗れないということで、もう少し駅での時間の余裕が欲しいという御質問ですけれども、昨年8月の時刻表の改正の折にも、駅で時間の調整をするという点に留意をして改正を行ってきた経緯があるわけですが、さらに許す範囲で、そういう余裕が持てる範囲で、時間が待てるような、そういう改正を次回の時刻表の改正の際にはまた留意をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（宇野昌康君） 企画財政課長。

企画財政課長（近藤勝重君） それでは、先ほど、公用車管理事業につきましてリースで徐々に切りかわっていることで、町内業者の参入はどのような状況かということをお質問いただきました。

現在、リース化していない、町で車検等を実施してある保有車につきましては25台、あと、別にリースは8台契約しております。今、保有車の25台の中で、車検、点検等、町内の業者、数社ありますモーターズさんに均等に割り振りましてお願いしておる状況でございます。

あと、町民会館の駐車場につきましては、職員から料金を取るのかというような御質問でございました。この件につきましては、昨年にも全協等の集中プランの中で、今後、職員組合等の協議の場を持ちながら、職員の意見を聞きつつ検討していきたいということをお答えさせていただいております。その後、職員組合等も説明会とか開催しまして、現在、組合員におきましてアンケート等を実施しながら意見の集約に努めておるといふような状況でございます。

続きまして、地方公営企業等金融機構の出資金についての御質問でございます。

この出資金につきましては、昨年5月に地方公営企業等の金融機構法というのが成立しまして、新たに地方公共団体が協働しまして、地方公営企業等の金融機構を設立することになりました。これにつきましては、今まで一般会計は借り入れなかったんですけど、下水道会計の方で公営企業金融公庫からの借り入れがございました。その公庫を扱っている団体でございますが、これが今回の法律で独立行政法人化になりましたことによって、新たに出資金が発生したことによります。既に本町におきましては現在14億ほどの借り入れがございますので、その借り入れ残高及び各市町の標準財政規模に応じまして、今回130万円という金額を出資金として予算計上しております。以上です。

議長（宇野昌康君） 総務部参事。

総務部参事兼情報課長（小島幹久君） 情報課の関連で2件ほど御質問をいただきましたので、

回答させていただきます。

まず1点、ウイルス対策ソフトですけれども、これは御指摘のとおりピンからキリまでソフトはあります。フリーソフトと言われる無料のウイルス対策ソフトも実際にはあります。大口町の方は、「ウイルスバスター」というトレンドマイクロ社のソフトをすべてのパソコンに入れております。これは値段の方もいろいろ、同じ「ウイルスバスター」ですが、グループウェア用の180ライセンスでいきますと、1台当たり2,900円。あと、その他のパソコンの方で60ライセンス契約しておりますが、そちらの方が3,500円。あと、個々のパソコンになりますと、スタンダード版という通常買うのと同じタイプになりますが、それはちょっと高目で、25台分で4,500円予算化しております。

あと、スパムメール対策ソフトとして28万8,750円もこの117万6,000円に入っております。スパムメール対策というのは迷惑メールの対策ソフトですが、今まで10万円程度のソフトを入れておりましたが、外国語、横文字の迷惑メールが結構入り込んできまして、実際に地域振興など、横文字のメールが業務用で来るそうで、それを迷惑メールと思って削除したケースもあったということで、今回の28万8,750円のに切りかえていきますとかなりの割合で対策がとれるということで、やはり値段といたしますか、あります。スパム対策が重要なのは、当然データ削除されたり、あるいはそのパソコンを足がかりに悪さをしていく、あるいは情報を抜き取っていくというようなウイルスがありますので、やはり業務用でやる以上はできるだけ、「ウイルスバスター」を入れているからといって、必ずしも感染しないというわけではありません。ですから、二重三重の対策はもちろんとっておりますが、一つの対策として、ウイルス対策ソフトをお願いしているというものです。

次に、システムの委託料の関係ですが、確かに高額になってきております。制度改正がこれだけ頻繁になってきますと、本当に増改築、増改築という状態で今進めております。データさえあれば、現実にはどんな情報も取り出すことはもちろん可能です。ただし、現在、平成元年、ちょうど20年たつわけなんですけど、汎用機におけるシステムを今まで20年間使ってきております。これはコボルという言語で取り出したりするわけなんですけど、コボルを扱える人間というのは、役場の職員の中でもそうはいません。実際1人か2人です。そうすると、例えば今、議員指摘のようなデータが欲しいというときに、メニューにない場合、あらかじめシステム化されていない場合は当然ソフトを1本つくらなければなりません。そうすると、職員でつくれば二、三日でできるかもしれませんが、現実にはそれだけの余力もなければ、知識もないということで、委託すればやっぱり100万程度と。簡単なソフトでも、どうしても委託料というのはそのぐらい取られます。それで、できませんという話にはなるかと思いますが、技術的には可能なんです。

今後ですけれども、国保のシステムを、補正予算も19年度上げさせていただいて切りかえたところなんです、商品名でGコアというシステム、これは20年使ってきた汎用機から脱却したウェブシステムという新しいシステムに切りかえていく準備をしております。それで今回ちょっと金額がふえていますけれども、そういったシステムに切りかえていくことによって、データベースソフトも汎用的なオラクルというデータベースソフトが使えるようになりますので、そうなれば、ある程度の知識のある職員であれば今以上には自由にデータが取り出せると。さらに、CSVという形式でエクセルやアクセスで扱える形式に取り出せますので、そうなれば、原課の職員も好きなようなデータが確保できて、取り出せるというふうにはこれから3年かかりますけれども、計画はしておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 非核平和事業でちょっとお伺いしておきますけど、パネル展ということで、前、水爆が何かもやったんですね、たしか。いろいろパネルがそれぞれあると思うんですけども、3月というと、私の場合だとビキニデーということで、第5福竜丸が水爆の影響で死の灰を浴びて、その漁船で亡くなられた人もおるわけですけども、そうしたこともあまり知られていない。もう記憶が風化しているというのもあるのかもしれない。また、イラクにおいては劣化ウラン弾なんていう兵器も使われて、アメリカの兵士そのものがそういうものの影響を受けたのではないかなあということも今言われているところですね。本当にそういう意味では、まだまだ非核平和事業というのは今後も続けていかなければならないし、本当になくしていかなければならない。核兵器をなくすという運動はさらに引き続き、いろいろなアンテナを広げていただいて、そういったものもぜひパネル展示できるものがあればしていただけたらなあというふうに思います。

それから、公用車の管理事業なんですけれども、現在町が持っているのは25台で、リースが8台ということなんです、これからもリースの車をふやしていくという意向なんですか。そこら辺ちょっと教えてほしいんですけども、リースでかわれる業者というのは限られていますよね。だから、そこら辺のところをこれからどうしていかれるのか、ぜひお伺いをしておきたいというふうに思います。

それから、調整手当、今、地域手当ですか。さっきも御指摘させていただいたとおり、勤務地で調整手当が決まるということ、それから以前の調整手当というのは、もともと人事院勧告だとか、そういうものによらずに増額されてきた、そういう経過があるんです。それからまた、人事院勧告が凍結されて、その代償として1%上乘せしてきたという経過もあるんですよ。やっぱりそういう経過も見れば、調整手当といえども、これは基本給の一部なんだということな

んです。だから、基本給の一部であった調整手当、地域手当でありますので、これを基本給の中に組み込んでいくというのが、私は当然のあり方ではないかなあというふうに思います。

今、課長さんの方から、自分たちの給料が高いのか安いかわからないということをおられましたけれども、現実、高いのか安いかわからんけれども、とにかく国に準じてやっていけばいいわということでこれまで来たのが今の給料のあり方なんですね。これが現実のことでしょう。だから、やっぱり自分たちの生活が困るということであるのならば、本当に困るんですよ、安くて。そういうことになるんです。その人その人の判断、考え方にもよるのかもしれないけれども、しかし、職員の皆さん方の生活が困るようなことがあっては、いい住民サービスはできないというふうに思います。だから、調整手当のこれまでの経過を、もう一回立ち戻って考えてもらわないといけない。給料の一部だったんですよ、もともとこんなものは。だから、そういうのをきちんとこれから考えて、この問題については引き続き検討もしていただけたらなあというふうに思います。今のままでは到底、私も一宮の市役所に勤めておりましたから、調整手当がどうやって上がってきたのかというのは、ちょうどそのころにおったものですからわかるわけですが、特に部長さんや課長さんたちもそういうときにお見えになったはずですから、そういう経過もわかってみえるんでしょう、本当は。だから、もう一度立ち戻っていただけると幸いかなというふうに思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 地域手当につきましては、今回、条例の一部改正の提案もさせていただいております。そういう中で、平成22年度からの是正に向けて進めていきますが、今お話がありましたように、現行の給与にかかわる取り決め等がいろいろあるわけがございます。そういう中で、最大限、私どもも職員の皆さんの理解が得られるような仕組みをここで構築をし、さらに人事評価等とも連携をして考えていきたいというふうに思っています。

議長（宇野昌康君） 企画財政課長。

企画財政課長（近藤勝重君） それでは、先ほど、公用車管理事業につきまして、今後リース化していく意向なのかという御質問をいただきました。

リース化につきましては、以前から保有車の管理のあり方から、リース化という手法を使いまして、今、リース化を8台進めておるわけでございます。その当時はどんな手法があるかということで、現在役場で保有しています車につきましては、車検から点検、日常的なメンテナンス込みで、役場の財政課の方でいろいろ職員が対応しておったわけですが、リース化することによりまして、車検、点検等は込みでお願いすることができます。それで担当者の事務量が相当軽減されるということですが、金銭的な面もいろいろ積算しまして、多少リース料の方が、一月ぐらいに割り戻しますとやっぱり二、三千円は割高になるということが

わかっております。それも日常業務の車検等の手続等に伴う人件費分と比較すれば、決して高い金額ではないのではないかとということで、現在リース化の方を使用年数15年、または走行距離10万キロの公用車に対しまして、切りかえ時に検討しておるわけでございます。

あと、今回、もうすぐ中型バスなんかも切りかえ時期にございます。中型バスなんかもリース化にするか購入するかは今のところまだ未定でございますが、その辺もこれから十分踏まえながら検討していきたいと考えております。

あと、リース化以外でも、民間会社による管理業務の代行とかもいろいろそのときは考えましたけれど、そういう場合ももちろん町外の業者になってしまいます。今のところ、リース会社も町内の業者には参入業者はおりません。トヨタレンタリースとか、そういう業者をお願いしておる状況でございますが、今のところ、保有車は各町内業者で車検、点検等お願いしておるという状況でございますので、よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 今のところは保有の25台分は町内の業者で車検等の点検を受けてみえるわけけれども、しかし、10万キロとか、15年たてば、これをみんなリース化に置きかえていくということになれば、町内の業者の人には仕事が回らないということになるんじゃないですか、近い将来。そういうことで本当にいいんでしょうかね。結局、大手がみんな、リース会社というのか、仕事を持って行ってしまふ。なかなか一つの事業所で33台も車を持ってみえるところは町内でもそう数あるわけじゃないと思うんですけれども、そういう中で、役場も大切なお客さんだと思ってこれまでも商売をやってみえた方もおられると思うんですね。しかし、そういう業者によらずに、大手に全部頼っていくというのも、大口町がこれからも大口町としてやっていくのであれば、やっぱり町内の業者の人にもきちっと参入の機会を与えていく、そういうことも本当は必要なんじゃないですか。だから、これまた25台が全部リース車にかわったら、町内の業者みんな怒りますよね。だんだんだんだん今減らされておるわけですので、リース車がふえて行って車検の数もどんどん減っていくわけでしょう、その分当然。そういうことで本当にいいんでしょうかね。私は、一定町内の業者の方々にも大口町の公用車がかかわれるような、そういう形の方がいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、ぜひ今後とも、どっちがいいのか、本当に目先の金銭的なことだけ考えていけばいいのかどうか、そういうことも含めて、これからもぜひ検討していただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長(宇野昌康君) 企画財政課長。

企画財政課長(近藤勝重君) 今、議員御指摘の町内業者、リースを進めていくと、町内業者

の参入の機会が激減するんじゃないかというような御質問でございました。今のところ、リース8台ということで、まだ保有車の方が多い状況でございます。今後につきましても、保有車、リースのあり方等踏まえまして、あと町内業者の参入の機会も減らさないような手法をこれからまた検討しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 木野春徳君。

10番（木野春徳君） ページ44、45のところに愛知県町村職員採用候補者統一試験というのがあるんですけども、これはどういったものなのか、教えていただきたい。

それと、ページ58、59の巡回バス時刻表検索システムとあるんですが、多分携帯電話用のシステムではないかなあと思うんですが、それもちょっと教えていただきたいと思っております。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） 木野議員から、45ページ、愛知県町村職員採用候補者統一試験予算18万5,000円についてお尋ねがございました。これにつきましては、平成20年度予定しております大口町の職員の採用試験の問題を、愛知県町村会へ負担金を払い答案用紙を購入し、採点していただくという負担金でございますので、よろしくお願いたします。

議長（宇野昌康君） 総務部参事。

総務部参事兼情報課長（小島幹久君） 巡回バス時刻表検索システムについてお答えいたします。

御指摘のとおり、これはホームページとか、携帯から行ける検索用のページです。その委託料でございます。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 木野春徳君。

10番（木野春徳君） ということは、平成21年度には職員の採用はあるということですね。それについては何名ぐらいを採用されるのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

あと、実は巡回バスの検索システムですけども、私、きのう一生懸命携帯でやったんですけども、ホームページには接続できるんですけども、非常にわかりづらいというか、機種によって、できる機種、できない機種があるんですね、多分。だから、これが本当に必要なのか。巡回バスというのは、どちらかというとお年寄りの方とかが中心で使われるバスなので、本当にこれが必要かどうか、ちょっと私は疑問に思うんですが、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） 木野議員から採用職員の人数はという御質問をいただきました。平

成20年4月1日現在の職員数が191名になります。退職される方が見えますので、191名となります。それで、集中改革プランから人数を追っていきますと、195人を集中改革プランで想定しております。195マイナス191イコール4人なんですけど、来年度、平成20年度に退職者が3名ないし4名の方がお見えです。この3名ないし4名の方を、足りない分の4人にプラスするのかどうか、今後検討させていただいて、7月ごろになるかと思えますけど、採用試験に取り組んでいきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

議長（宇野昌康君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） 巡回バスの時刻表検索システムですけれども、政策調整課の方にはバスの時刻表に関してのお問い合わせがかなりあるわけですけれども、そういった折に、バスの時刻表、個々の時間を御案内すると同時に、そういう検索システムで見ることができますということをお案内しておりますので、これは町外の人にも使っていただけるといふ点では必要ではないかなというふうにお考えしておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 木野春徳君。

10番（木野春徳君） 時刻表については、町のホームページを見れば、すぐ簡単に出るんですけども、携帯電話でのやり方というのはよくわかりませんので、また後で教えていただけますか。お願ひします。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

以上で、議会費、総務費の質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、ここで10時45分まで休憩といたします。

（午前10時33分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時45分）

議長（宇野昌康君） 続いて、款3.民生費及び款4.衛生費について、予算に関する説明書の78ページから135ページまで、ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 115ページ、中ほどにございます南保育園調理室冷暖房機設置工事設計委託料20万3,000円ですが、その下の方に、その設計に伴う工事だと思いますが、93万4,000円が計上されております。工事費に比較して設計料が私の感触ではちょっと多いように思うんですが、その説明をお願いいたします。

また、南保育園の設計料の上と下に、上には西保育園のテラス改修工事、それから下に北保育園のフジ棚の改修工事のそれぞれ設計委託料が計上されてございます。素人目でございますけど、この程度の工事にこういう設計料が必要なのか、ちょっとその辺もお考えをお伺いします。

議長（宇野昌康君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） 設計料の関係で御質問いただきました。ちょっと今、手元の資料を探させていただきますので、しばらくお時間の方をいただきたいと思っております。すみません。よろしく申し上げます。

議長（宇野昌康君） 丹羽議員、いいですか、それで。

7番（丹羽 勉君） 後ほど回答いただけるということで、結構です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 79ページの一番下の手数料のところですけども、成年後見制度町長申し立てということで今回のっております。後見制度ということでいろんな方が利用されると思うんですけど、まだまだ周知も足りないのではないかなというふうに思っております。現在必要とされる方々がどれくらいいらっしゃるのか、もし把握をしておられれば教えていただきたいと思っております。

それから81ページ、社会福祉協議会の助成事業ですけども、今年度は少し多いような気がいたしましたが、要因は何でしょうか。

それから85ページ、今年度、備品購入費で視覚障害者の読み上げ装置の設置をしていただくということで、本当に早期に設置をしていただくということでありがたいと思っておりますが、まずこの装置の設置場所と、それから、まずどういう範囲から読み上げ装置の内容を始められるのか、お尋ねしたいと思っております。

それから、その上の障がい福祉計画等策定事業委託料が新でのっておりますが、この内容を少し詳しく教えていただきたいと思っております。

それから、先ほど質問をされておりましたが、115ページ、西保育園のテラスですね。これは丸ごと全部取りかえるということでありました。それから、南保育園の調理室の冷暖房とい

うことで、テラスの改修工事等行われるわけですが、保育園の改修に關しまして、今、床暖房は各保育園に未満児のところに設置をされているというふうに思いましたが、保育園は子供さんたちが直接床に座って遊ぶという機会が多いので、まず床暖房を設置されている箇所をお教えいただきたいと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 福祉課長。

福祉課長（馬場輝彦君） 一般会計の福祉部門におきまして、柘植議員から御質問をいただきました。

福祉課の関連で4点ほど順次お答えさせていただきます。

まず79ページ、一番下にありますけれども、役務費の手数料で成年後見制度町長申し立て12万3,000円という予算で御質問をいただきました。

成年後見制度、その方の認知のぐあい等の程度によって3段階ほどあります。今回当初予算に計上させていただきましたのは最も重い方。通常はその御家族、四等親という制限があるんですけれども、そういう方たちが申し出て、普通は周りに見える方を後見人に立てて申請をしていただく任意の申請制度というのが軽い方から順番に始まります。最も重い方で、なおかつやっていただく方がないと。本当の最後の最後という方について町長の申し立てという制度がございます。今回当初予算で12万3,000円上げさせていただきました。中身は、鑑定料とか、診断書の作成、それから郵送等々しますので、郵便代というのを合わせて12万3,000円予定をさせていただきました。

続きまして、81ページで下から5センチほどのところでしょうか、4番の社会福祉協議会助成事業、負担金で3,568万8,000円計上をさせていただいております。昨年と比べると金額が多くなっております。どういう理由かということであります。昨年の当初予算2,821万8,000円計上をさせていただいております。これにつきましては、18年度の決算から比較をさせていただくとわかりやすいかなと思うんですけれども、18年度の決算につきましては3,888万491円。実は今この席に見える会計管理者の前田さんが当時出向をしてみえて、その金額になっています。昨年少なかったのは、その数字がなしということで計上をさせていただきましたので数字が低くて、2,821万8,000円。今年度は新たに中堅の職員を1人派遣しております。よって、それを含めて3,568万8,000円ということで、昨年度の当初ベースの比較ではふえておりますけれども、それ以前の決算ベースから比べますと、今申し上げた18年の決算から比べると319万3,000円低くなっておるといのが内容であります。

続きまして85ページ、備品購入費で御質問をいただきました。金額としては71万3,000円、これは柘植議員からも一般質問等々で御質問をいただき、内容的にもやっぱり必要であろうということで判断をさせていただきまして、活字文の文章の読み上げ装置4台を計上させていた

だいております。金額的には9万9,800円の4台、それから活字の拡大装置15万6,450円の2台ということで、合わせて71万3,000円予算計上をしております。

設置場所については、まだ確定をしているわけではありませんけれども、福祉課のカウンター、健康課も含めてですけれども2台。それから情報課、図書館、こういうようなところを予定しております。

機械についての説明をとということもあったでしょうか。例えば、これが障害者自立支援法のパンフレットでありますけれども、左の上に、最近のやつはQRですか、携帯電話で写して、そこへ飛んでいくというようなことがあるんですけれども、それより一回り大きなもので、これをその機械にかざすと、声で説明をしてくれるという代物であります。現物自体、自分自身まだ見たことがありませんのでこの程度の説明しかできませんが、内容について大きな声で読み上げてくれるという機械であります。

最後ですけれども、同じく85ページ、障がい福祉計画等策定事業ということで263万6,000円計上をさせていただいております。障害福祉計画と、それからここに等という文言がありますけれども、障害者福祉計画という2本立てになっております。18年に障害者の方が策定されましたけれども、今回、障害者と障害福祉の両方あわせて見直しの期間ということで、平成21年度を初年度として、年数については3年スパンでということの見直しを若干今考えておりますけれども、それが審議会等で通れば、3年スパンで障害者及び障害福祉計画というものをさせていただくというふうに予定をしております。

それから、恐縮です。一番最初の成年後見制度はどのくらいの人か、もし把握できていればという御質問だったと思います。人数については把握はしておりませんので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長（宇野昌康君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） 115ページにおきまして、工事の関係かと思っておりますけれども、床暖房の関係で御質問いただきました。

現在、床暖房がされておる未満児室、未満児の保育室でございますが、これは北保育園のみでございます。ほかの園につきましても、順次こういったものにつきましては整備したいなということは考えておりますけれども、今回はたまたまそういった工事がちょっと後回しになっているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 後見制度ですけれども、これから周知をもっともっていただきたいと思っております。よろしくお願いいたしますと思っております。

それから、どれぐらいの方が必要とされているかというのは調べていないというふうな御答弁でございました。後見人の8割は親戚、親族という方がやられているのが多いということで、専門家は数が足りないということで、こういった方たちは費用も高いということもあって、後見人の8割は親族の方たちがやられているということでございます。そういった中で、やはり多少専門的な知識とか、そういうことも必要ではないかということで、研修を充実させて、後見人を養成していく必要があるという考え方もございます。そういった中で、町としてはどのようにこれからお考えなのかということもお尋ねしたいと思います。これからたくさんの方たちが高齢者、ひとりでお住まいの方、知的障害、認知症というふうに、認知症がふえていくという見込みもあると思いますが、そういった中で、町としては、そういう方たちがどれくらいいらっしゃるのかということも知っていく必要もあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、この点のこともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、視覚障害者の読み上げ装置、簡単にいろんな方たちがもっと情報を聞けるということは大変必要なことだと思っております。これから計画をされていかれるわけですけれども、もっともっと絶対必要な、町の取り組みだけではなくて、もっといろんな意味でそういったものが広がっていけば、そういう方たちの生活が全然変わっていくんじゃないかな、前向きな生き方に変わっていかれるんじゃないかなと思っておりますので、そういったところもいろんなところで使えるようにしていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、保育園の床暖房ですけれども、北保育園のみということでございました。私たちも床暖房のところでは会議とか打ち合わせとかするときがございしますが、本当に床暖房は体にいいというか、空気が汚れないということで、こういった未満児の子どもたちにとっては、暖房ではなくて、床暖房の方が健康でいいんじゃないかなということも思います。これからは計画されるのであれば、ぜひ来年度はできていない保育園のところの未満児の子どもさん、そしてまた年少の子どもさんたちというふうに少しずつ拡充をしていただければありがたいなと思っておりますけれども、お尋ねしたいと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 福祉課長。

福祉課長（馬場輝彦君） 柘植議員から2回目の御質問をいただきました。

まず、成年後見人の話ですけれども、知っておくべきではないか。それから、研修等を実施してほしいということでもあります。他市町村等々の研究を重ねまして、研修の必要性についても検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、備品につきましては、この予算が通れば、新年度早々に購入したいというふうに考えておりますので、逆にまたPRの方、福祉課へ行ったらそういう機械があるよというふう

なことも折にふれて宣伝をしていただければというふうに思います。以上です。

議長（宇野昌康君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） 床暖房につきましては、ほかの工事との兼ね合いですとか、そういったものに関連しまして、先ほど申し上げましたように順次考えていきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それから、先ほどの丹羽議員さんの設計料の関係の御質問でございますが、西保育園、それから北保育園に比べまして、南保育園の空調機の関係の設計料が若干高いのではないかということと、それからこうした設計料自体が必要なかどうかというような御質問であったかと思えます。

西保育園、北保育園につきましては、現存しております施設の改修ということで、設計の委託料の方も若干低目の見積もりをいただいております。

それから、冷暖房機の関係の工事につきましては、工事費に比較をいたしまして、これは新設でございますので、若干見積もりの方が高い見積もりをいただいております。こうした設計料区分につきましては、当然工事の入札を前提にこうした設計をお願いいたしまして、入札の方を執行していくというような考えでももちろんあります。したがって、こういう設計につきましては、極力専門家の方に設計を組んでいただいて、公正な入札ができるようにというふうに考えております。

南保育園の関係の設計料につきましては、そういった御指摘も今いただいたと思いますので、設計につきましては、極力安くできるような形で見積もりの方も再度お願いをするという努力をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） もう1点だけ、ちょっと忘れておりました。

119ページの予防接種のところをお願いしたいと思っております。昨年ははしかがすごくはやりまして、小学校、中学校、高校、大学で休校がございました。ことしから中学生、高校生の間でもう一回ふやすということになっておりますけれども、昨年度までは2回予防接種をしておられると思うんですけれども、その中で、これは一応任意ということになっておりますが、今までの予防接種の中で、皆さんきちっと予防接種を受けられていたかどうか、お尋ねしたいと思います。もしそうでなければ、どのような対応をされていたのかということだけ伺っておきたいと思っております。

議長（宇野昌康君） 健康課長。

健康課長（河合俊英君） 予防接種の委託料について御質問をいただきました。

はしかの予防接種につきましては、18年から2回接種ということで、それまでは1回接種でございました。2回接種が、小学校1年生に上がる前のいわゆる年長児の世代で打つということで、2回接種にまだなっただけでありまして、1回接種というのは従来から続けておりますので、ただ、今回の中学校1年生、高校3年生で打つというのは、22歳以下については、すべて5年後には2回接種ができるという体制をするための追加の接種でございます。ですから、1回接種の時点での接種率等はわかりますが、2回接種の全体の接種率は把握しておりませんので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 同種の工事が教育部でも南小学校と北小学校の空調機の設置工事が予算計上されております。しかし、教育部での空調機の設置には、私が見た範囲では設計というものは出てきません。ですから、工事費もそんなに差はございませんが、片方では設計料を取らないような工事ができるにもかかわらず、民生費の方は設計委託をされるというところにちょっと私は疑問を感じるんですが、予算計上するに当たっては、財政の方でもそういう点はチェックしておられると思いますが、その辺のところのお考えをお伺いします。

議長(宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 確かに同種の事業がそれぞれ款の中であるわけですが、今、丹羽議員からお話がありました教育委員会、学校教育の方とこども課における設計の委託料の計上、未計上につきましては、その所管の中に技術的な職員がいるかないかというふうなところで判断をしております。

議長(宇野昌康君) 他にありませんか。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 倉知敏美君。

12番(倉知敏美君) 127ページなんですが、廃棄物減量等推進委員報酬99万2,000円、これ毎年ちょっとずつ人数がふえておる……。

(発言する者あり)

議長(宇野昌康君) 倉知敏美君、続けてください。

12番(倉知敏美君) 127ページですが、この廃棄物減量等推進委員さん、ちょっとずつ毎年人数がふえておるようでございますが、この人数というのは、こういった基準で決めていますのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長(宇野昌康君) 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 今、倉知議員から御質問いただきました廃棄

物減量等推進委員の人数の件だと思いますが、これにつきましては、昨年も84名、ことしも84名ということでふえておりません。しかし、昨年だったと思うんですが、人数の見直しをさせていただきまして、若干ふえてはおりますが、この廃棄物減量等推進委員さんにつきましては、各地区での資源回収、それから粗大ごみの収集に従事していただくわけですが、基本的には集積場の数プラス世帯割ということで84名をお願いしておるものでございますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 倉知敏美君。

12番(倉知敏美君) これ、要するに集積場のいろいろお世話をしていただく推進委員さんだと思いますが、3月の終わりから4月の初めぐらいに講習会がある、そんなふう聞いております。集積場の方はそれほど今のところは問題はない。私の地区ではそれほど問題はありませんが、減量等推進委員も結構ですが、監視員というような感じはいかがなものかなと思っておるんですが。と申しますのは、実は秋田グラウンドのすぐ横、せせらぎ街道と言っておりますあの道路、とにかくお昼御飯を車の中で食べられる方が結構あるかと思います。その関係で、田んぼをつくってみえる方、とにかく耕運機で起こそうと思うと、まず最初にごみ拾いをやらなきゃ耕運機がやれないといった苦情をかなり前から聞いておるわけなんですね。これだけの方が推進委員でいらっしゃる。ついでに監視していただくようなシステムが何とかできないかなと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

それからもう一つ、そのすぐ下の廃棄物減量等推進協議会、これ、ちょっと中身を教えてくださいたいと思います。以上です。

議長(宇野昌康君) 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 廃棄物の減量等推進委員さんに監視もできないかというような内容だったかと思うんですが、実はこの廃棄物減量推進委員さん、84名の方でございますけれども、各地区でいろいろ事情はございましょうが、1年間1ヵ月に2回ですので、24回、地区の回収の時点で出ていただいて、分別の指導をしていただくということでございまして、この方々に監視までしろというのはちょっと申しわけないんですが、私ども言いにくい話でございます。ですので、この廃棄物の減量等推進委員さんに不法投棄の監視をお願いしていくという考えは今のところ持っておりませんので、御了承いただきたいということでございます。

それから、例示的に一つ出ておりました秋田グラウンド周辺の不法投棄と申しますか、ごみのポイ捨てですが、実はあそこの道路、結構幅員が広くて、トラックですとか乗用車をとめるスペースというんですが、路肩へとめて昼食を食べられる方を多く見かけます。昼食を

食べて、そのままごみをお持ち帰りいただけると一番ありがたいんですが、どうも窓から捨ててみえる方が結構お見えになります。それが田んぼに入る。ビニール程度なら結構なんですけれども、一番困るのは、ガラス瓶が捨てられて、それをトラクターで起こしてしまう。そうすると、ガラスが割れて、田植えのときに困るという苦情、これ秋田に限らず、町内至るところからそういった苦情が入っておるのが現実でございます。

ポイ捨てにつきましては、まだつい先週もですが、家財道具一切を川に捨てられたという不法投棄もございました。笑い事のようにですが、実は昨年、同じようなことが2件ありまして、2件とも江南警察署に告発しております。大口町としてきちっとした態度で告発をして、1件目は検挙があり、裁判が確定して、罰金刑が発生しております。

話がそれてしまっておるんですけども、ポイ捨てについても、本当に家財道具を捨てられた話と同じ位置におるというふうに私も思っておりますが、なかなか特定できないということで非常に難しいわけですが、廃棄物の減量推進委員さんに監視をお願いするというよりも、町民の皆さんの目で監視していただくと。人が見ておるところで捨てられる方はまず少ないと思いますので、ぜひ町民の皆さんが監視いただくということ。それから、そこで捨てられた方に注意しますと、後々いろいろトラブルしますので、そこそこしておいていただいて、見ておっていただけるということだけで抑止力につながるかと思っておりますので、その点で御理解いただきたいと思っております。

それから、廃棄物の減量等推進協議会の委員さんでございますが、これにつきましては、大口町の廃棄物に対して全体的な方向性をいろいろ御協議いただくということで、15名です。報酬が支払われる方が12名で、その他の方が3名ほどお見えになりますので、15名で構成させていただきますまして、3名分については無報酬をお願いしておりますので、12名分の予算が計上してございますが、ごみ減量方法、それから一般的な廃棄物の関係の打ち合わせをさせていただきます、御意見をいただく協議会でございますので、構成委員12名という予算を計上してございますが、15名で構成しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 倉知敏美君。

12番(倉知敏美君) ぜひこの監視ですね。確かに町民一人ひとりがこういうことを意識して、当然厳しく律していかなくちゃいかんと思いますが、一度監視の方も一遍御検討いただくようお願いしたいと思います。

それと、この協議会、全般的に減量についての協議をされるわけで、例えば生ごみや何かの協議はされておりませんか。

議長(宇野昌康君) 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 監視員制度につきましては、当然検討もしてまいりますし、立ち上げていくということになれば、そのように検討させていただきますということで御理解いただきたいと思います。

それから、廃棄物の減量等推進協議会の方でございますが、当然生ごみ、ごみですので、生ごみの減量についてもこの協議会の中で協議されております。ただ、生ごみだけを協議していくというわけじゃなくて、可燃ごみをいかに少なくするか、いかに分別を進めるか、いかに循環型社会を形成していくかというようなトータル的な意見が出ておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 齊木一三君。

11番（齊木一三君） 81ページでございますが、民生委員協議会活動費というところがございまして、前年度より大幅に減額をされておるようでございまして、一昨年度と同額のような形になっておるかと思うんですが、民生委員さんの活動というのは多岐にわたりまして大変お骨折りをいただいておりますが、減額されておる要因ですね。その部分をちょっとお聞かせいただきたいんですが。

それから85ページ、老人福祉センター管理運営委託料の関連でお尋ねをしたいんですが、昨年度、いこい工場の整備工事が行われまして、パンをつくられるとか、いろんなことをちょっとお聞きしたいんですが、パンをつくられるということですが、規模的なこと、どの程度のことを考えてみえるのか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

それから129ページなんですが、負担金補助及び交付金の中に補助金、合併処理浄化槽が予算化されておるわけですが、これ、毎年毎年合併処理の補助金ということで上がっているんですが、現在、大口町は下水道工事を推し進めておりまして、これを促進するために一生懸命工事、あと4年か5年しますと完全に網羅されるというような話なんですが、この合併処理浄化槽の補助金、今も生きておるわけですが、これが下水道接続の妨げになるんじゃないかと、こんなようなことを思うわけですが、御意見をお尋ねいたします。以上でございます。

議長（宇野昌康君） 福祉課長。

福祉課長（馬場輝彦君） 齊木議員から御質問をいただきました。

81ページの民生委員運営事業の中で、金額が昨年と比べるとかなり減っているのではないかというお話でした。19の負担金補助及び交付金で民生委員協議会活動費というのがございます。今年度23万7,000円計上がしてございます。昨年は多かったがという話で、御指摘のとおり昨年は122万7,000円ございました。差が99万円あります。99万円を民生委員さん33名で割り込ん

でいただくと、3万円ということになります。これは任期3年でお願いをしておるんですけども、3年のうちに一度研修費負担金ということで、昨年度は組まさせていただきますと、執行したと。今年度はそれが無いということですので、99万円減額させていただいたということでもあります。

議長（宇野昌康君） 地域振興課長。

地域振興課長（星野健一君） それでは、齊木議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

85ページで御質問をいただきました。実はいこい工房というのは老人福祉センターとはかわりございませんで、中央公民館、いわゆる老人福祉センター、図書館、この管理人がおりまして、その管理人室を生涯学習課が今回、19年度の予算でもって改修をしたというものでございます。ちなみに私ども地域振興課といたしましては、昨年9月号の広報でございますけれども、大口産の素材とみんなのアイデアを生かした夢のある企画をブレイクさせ、みんなで楽しくまちおこしをしましょうということで一般公募させていただきました。8名の方から応募がありまして、今、パンのことにいろいろと調査研究をしておるという状況でございます。

今後におきましてでございますけれども、生涯学習課についてはこういった施設の提供、さらに地域振興課としては、まちづくり道具箱でもって助成をするということと、経営支援だとか情報発信等々でございます。

さらにこども課との連携になりますけれども、保育園での給食の導入検討ということになってまいります。さらに、将来的でございますけれども、学校給食にも何とかそのパンの導入ができればというふうに考えております。以上でございます。

議長（宇野昌康君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 齊木議員さんからいただきました129ページの補助金、合併浄化槽に対する補助金でございますが、下水道の整備促進のブレーキにならないかという御質問の内容だったかと思いますが、合併浄化槽の補助金につきましては、下水道の認可区域外、いわゆる下水道が認可されておるところに対しては補助金の支出はしておりません。さらに、建築基準法が変わりまして、すべて新しく設置する浄化槽については合併浄化槽をつけることになってございますので、新築の場合の補助金もこの該当にはなりません。ここで該当としておりますのは、現在、下水道認可区域の外で、いわゆる調整区域が多いんですけども、外で浄化槽をつけかえる。今現在使っておる浄化槽を外して合併浄化槽をつけようという方に対して補助金を交付させていただくもので、5人槽に対して35万4,000円、7人槽に対して41万1,000円の補助金を出させていただくものでございますので、よろしくお願

たします。以上です。

(挙手する者あり)

議長 (宇野昌康君) 齊木一三君。

11番 (齊木一三君) 今のいこい工房の件なんですが、将来的に保育園、また学校給食の方にも納入していきたいというような答弁があったんですが、私、まだ見ておらんのですが、昔の管理人さんの見えた部屋ですね。そこを改造されて、パン工房のようなことをやられるということですが、規模的に保育園だとか学校に納入したいと。かなりの大きな夢といたしますが、計画だろうと思うんですが、そこを下準備として、またいろんな大きなことをやっていきたいというような判断ですか。それもちょっとお尋ねしておきたいと思います。

それから、合併処理の関係でございますが、下水道認可区域外のものに対して補助金を出すと。大口町として、下水道網羅ということは、三、四年ですか、四、五年後には大体全部網羅されるようなことを私は認識しておったんですが、下水道が入らない区域も出てくるわけですか。そこら辺、ちょっとお尋ねしておきます。

議長 (宇野昌康君) 地域振興課長。

地域振興課長 (星野健一君) それでは、齊木議員さんの2回目の質問にお答えをさせていただきます。

いこい工房の関係でございますけれども、皆さん方、夢を持っておられまして、当面は保育園の給食のパンということでございます。ただ、一度にその日焼くということはなかなか難しい問題もございますので、1園ずつとか、そういったことでやっていこうということでございます。

さらに環境経済課ともいろいろと今連携をとりまして、小麦、地産地消がメインでございますので、そういったことも視野に入れながら、今検討しておる段階でございます。以上です。

議長 (宇野昌康君) 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長 (杉本勝広君) 浄化槽の件で御質問いただいておりますけれども、下水道の接続が3年、4年でできるというふうに私は認識しておりません。まだ河北の方まで行くのにかなり時間がかかるというふうに認識しておりまして、五条川左岸の方は区域外流入で進めており、調整区域の中でも下水に接続しておる区域がございますが、五条川右岸、ちょうど私のうちもそうなんですけれども、まだ30年、40年かかるだろうというふうに聞いておりますし、下水道認可区域に入っておりませんので、いわゆる五条川右岸で下水道認可区域外に現在浄化槽で生活をしていただいている方が合併浄化槽にかえたいという方に対しての補助でございますので、御理解の方、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 (宇野昌康君) 他にありませんか。

(挙手する者あり)

議長 (宇野昌康君) 田中一成君。

2 番 (田中一成君) 89 ページでお伺いしますが、障がい者福祉費の中の扶助費の補装具給付費、毎年予算化されていまして、今年度も290万円でありますけれども、重度の身体障害者などの皆さんに義足や義手や、そういうものを補装していただくことに対する扶助でありますけれども、この扶助の対象になるシステムの内容というのはどんなものなのか、ちょっと御説明いただきたいと思います。

それから、地域振興費で101ページでお尋ねをいたしますが、今までも説明を受けてきたんですが、協働費として、元気なまちづくり事業500万、それからまちづくり道具箱整備事業1,900万、下の方に行きますと、町民活動センターの整備事業ということで、町民活動センターを将来つくっていききたいんだというようなことについての検討委員の報酬、あるいはアドバイザーの委託料等が組んであるわけでありまして、一体全体、とりあえずの施設を充実していくというようなことでまちづくり道具箱事業などがあるんですが、将来また諸団体の皆さんの活動センターとなる町民活動センターも整備していくんだということでありまして、これは非常にダブってくる。これらを統合しながら、整合性のあるものにしていった方がいいのではないかなという気がするんですが、その辺をちょっと御説明いただきたいと思ます。

それから115ページに関連して、西保育園、南保育園、北保育園、それぞれ改修費や設計委託料が組まれておりますけれども、北保育園については大分古くなってきていると。北が一番古いんですね。私が議員になってしばらくして北保育園が改築をされているわけですので、一番古くなってきているわけですが、先ほど柘植議員からも御質問がありましたけれども、新しい保育園施設は、子供たちに最も健康的な環境を提供するために床暖房が最適だと、こんなことも言われているわけですが、北保育園の改築構想というのはどうなっているのか。まずお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから119ページ、救急医療対策事業で第二次救急医療対策646万2,000円計上してございます。愛北病院と昭和病院が統合されてくる関係があります。大口町内にはさくら病院がありまして、先日も救急車を呼ぶのはちょっとあれだからということで、高齢者の皆さんを夜運びましたけれども、やはり近いところにこういう医療機関がありますと大変助かるわけでありまして、二つの病院の統合等の影響はこの補助金等にどのように影響してくるのか、御説明がいただきたいというふうに思います。

それから、どういう項目かというのはちょっと特定しにくいんですが、衛生費の中の予防費等がいろいろと組んでございます。一つは、後期高齢者医療保険制度が始まることによって、

住民に対する健診などの予防活動がどういうふうにならなければならないのか、御説明がいただきたい。

それから、この導入に伴って特定健診制度というふうになっていくということで、その委託料等も計上されているわけでありましてけれども、特定健康診査ということに名前が変わることによって、健康診査の内容というのはまたどのようになってくるのか、御説明がいただきたいと思います。

それから、いろんな予防活動があるわけでありましてけれども、一般質問で精神障害者の問題を取り上げますけれども、精神障害者の問題を福祉課の担当ということだけではなくて、健康課の一つの課題でもあるというふうには思うんですが、精神障害の方が私の周りでは非常にふえているんです。この前も、子育てのいろんな悩みや何かでパニックになって布袋病院に通っているというような相談もあったわけですが、非常に複雑な社会状況の中で、このことに対する対応は、ちょっとした企業になりますと、独自に企業としても対応するという時代になっております。もちろん大口のこの役場内でもそういう対応が必要になっていることは皆さんも御承知のとおりでありましてけれども、企業や職場に属していない、あまり頼れない、そういう人たちの精神病に対する予防対策、あるいは相談事業、こういうものも健康課の一つの事業としてそろそろ立ち上げていく、検討していくということが必要な社会状況になっているというふうには思うんですが、それらの取り組みについては、新年度いかにようになるのか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

それから129ページ、環境衛生費の中の委託料で地下水調査委託料192万2,000円がございまして。砂利採取等を今後絶対に再発させないということで、地下水の保全を確固たるものにしていただくように今までも求めてまいりましたけれども、この地下水調査ではどういうことであろうとしておられるのか、お尋ねをしたいと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 福祉課長。

福祉課長（馬場輝彦君） 田中議員から御質問をいただきました。

89ページ、扶助費の中で、番号でいくと23番、補装具の給付費290万の中身について説明をということで承りました。

その仕組み、流れでありますけれども、まず利用者、申請者の方から町に対して申請をいただくところから始まります。そして、その内容が正しければ、費用の給付決定を申請者に対して送付をする。それから、補装具の製作の業者と利用者との契約を結んでいただいて、製品の引き渡しということになります。

それから、一たん利用者の方が業者に対して支払いをしていただいて、その後、町に対してその費用の申請をいただいて、町の方から利用者、申請者に対して支払いをするというのが、

申請から支払いまでの流れということになります。

また、内容的には、今回補正予算でも上げさせていただいて、若干減額という補正を上げさせていただきます。これは、国の方が補装具と日常生活用具の内容の見直しをしました。その中で、例えばストマ用の補装具、それからそれに伴うおむつ等が補装具から日常生活用具というような改正というのも見直しの中で行われております。以上です。

議長（宇野昌康君） 地域振興課長。

地域振興課長（星野健一君） それでは、田中議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

100ページ、101ページでございます。地域振興費の協働費についての御質問でございますが、元気なまちづくり事業につきましては500万円。これにつきましては、団体の自主的な事業を応援するという事で、ソフト事業に該当いたします。NPO団体、あるいはまちづくり団体等がございますけれども、そういった団体の自主的な事業を応援する仕組みということで御理解がいただければというふうに思います。

さらに、まちづくり道具箱整備事業につきましては、ハード面でございます、NPO団体の活動拠点の整備事業でございます。上限が500万円ということでございまして、一例を申し上げますと、例えば西小学校のビオトープをわくわく21が整備するというときにまちづくり道具箱から助成をするというものでありまして、町民活動センターとは若干異なっておりまして、それぞれの団体、NPO団体の活動拠点ということでございます。もう1点、一例を申し上げますと、子どもと文化の森がありますけれども、余野の境内のところに事務所と活動拠点を持ってみえます。そういったところが整備をする場合に、まちづくり道具箱から助成をされるというものでございます。

さらに、昨年の7月4日でございますけれども、大口町では3例目に当たりますけれども、内閣府の地域再生計画の認定を受けました。これを受けまして、今、Oh-!TOWNおおぐち構想というのが認定されておりまして、この主たる目的は、町民活動の拠点となる支援センターを中心としたまちづくりを進めようということでございますけれども、あくまでこれは通過点でございます。支援センターというのは通過点でございます、今後、その拠点をどういうふうに生かしていくのかというのが今検討しております。昨年の12月15日には集大成といたしましてフォーラムも開催をいたしまして、1月からは月に2回でございますけれども、今現在、住民の皆さん方がこういったまちづくりのことについての検討会議にも御参加をいただいております。そうしたことで、近々町長の方に提言書というのが出されると思っておりますけれども、そういったところで、これからのまちづくりの拠点となる活動センターをどういうふうに整備していくのかということの検討をしていくということでございます。以上で

ございます。

議長（宇野昌康君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） 北保育園の改築構想はということで御質問をいただきました。

議員の御指摘のように北保育園が一番古い保育園でございまして、昭和51年の建築だったかと思えます。30年以上経過をしております。これにつきましては、以前も耐震は大丈夫かというようなお話もございまして、そうした検査の方もさせていただき、一応合格をしておるといような状況でございます。

さらには、今、床暖房のお話もしましたが、未満児室につきましては床の改修もさせていただきまして、床暖房の方も入れさせていただきまして。それから、これはちょこちょこした工事になるかもしれませんが、全館一律の重油による空調を使っておったわけですが、これも昨年度、電気による個別の空調ということで、各部屋が非常に快適になるような工事の方もさせていただいております。

さらには、子供の数のこともいろいろありまして、保育園が今4園ございますけれども、4園をこれからどうしていくんだというのが私どもの大きな課題の一つであるわけですが、来年度は、今の予測でいきますと、ことしよりも10名ぐらい増加するような園児の数というふうに想定をしております。そうした中で、北保育園はまだまだこれから必要だというような認識は持っておりますし、ほかの4園との兼ね合いもございますけれども、いずれは建築の方の耐用年数がもちろん来るわけですから、いずれは改築、建てかえというふうなお話になるかと思えますけれども、ここしばらくはもう少し様子を見させていただきたいというふうに考えております。園児数のこともございますけれども、将来的には3園で済むのか、さらには人口がもっとふえて、もう1園必要になるのか、そういったところも見きわめながら、適正な園児の数を確保しながら、建物についてももう少し見させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 福祉課長。

福祉課長（馬場輝彦君） 今、田中議員さんの御質問にお答えをした中で、一部訂正を申し上げたいと思いますので、再度御回答を申し上げます。

お金の支払いのところであります。先ほどの説明では、100%利用者が業者に払って、その後、町の方が利用者に100%補てんをするというようにお答えをしたんですけども、そこが誤りでして、利用者につきましては、1割を補装具の業者に支払う。その後、町の方から、利用者じゃなくて、補装具の会社に9割を支払うということでありますので、訂正をさせていただきます。失礼しました。

議長（宇野昌康君） 健康課長。

健康課長（河合俊英君） 119ページ、第二次救急医療対策補助金につきまして御質問をいただきました。

第二次救急医療対策補助金につきましては、現在、2次救急医療としまして、昭和病院、愛北病院、それから犬山中央病院、さくら病院の4機関が第2次救急病院として活動しております。これは、夜間と休日の救急医療について、このかかる費用につきまして、尾北医師会管内とプラス岩倉市の3市2町でもって補助しているものでございます。

今回、江南厚生病院が5月から診療開始ということになりまして、こちらにつきましては、この4病院が3病院になって対応するというような形になります。特にそれによって、さくら病院、中央病院あたりの割り当て日数ですね、そういったものがふえてきまして、配分につきましては変わってくるところもありますが、救急体制については特に支障はないかと考えております。

それから、今回、江南厚生病院が新設されるに当たりまして、新たに小児救急医療センターという部門を設けます。これにつきましては、休日の小児の救急について、尾北医師会及び岩倉医師会の小児科医の開業医の先生方が協力されて診察に当たられると。1次の医療なんですが、当たられるということで、その費用の分も今回この救急医療対策費補助金の枠内で配分するというようなことになってまいりますので、よろしく願いいたします。

それからもう1点、精神障害者の対応について御質問をいただきました。

精神障害者の対応につきましては、現在、福祉課において精神保健福祉士を1名配属しております。福祉サービス及び総合的な相談業務等は福祉課が一応窓口ということになっております。それから、医療につきましては、精神障害者の医療分の一部を保険年金課の方が対応しております。

それから、私どもも当然御質問のとおり、現在、そういった相談、精神障害のある方、大変多くなってきているというのは把握しておりまして、うちの方の保健師も、現在保健所が県の方の窓口でございますが、そういったところと連携して相談等に当たったりしております。

それと、特別に窓口等を保健センターで設けているわけではございませんが、健康相談事業の窓口ということでそういった御相談も受けております。ちなみに平成18年度でございますが、精神での電話での御相談が20件、それから面接による御相談が3件というような数字を把握しております。今後とも、当然保健的な御相談等でございますので、福祉課等と連携しながら相談に当たっていきたいと思っております。

議長（宇野昌康君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 田中議員さんから129ページの地下水調査委託料について御質問いただきました。

これにつきましては、平成14年度から実施しておりまして、町内4カ所の井戸を年2回、7月もしくは8月、それから1月か2月ということで、年2回調査しておりまして、調査項目につきましては、50項目の調査をしております。簡易測定といたしまして、COD、電気伝導率、pH、透視率、水温という簡易測定のほかに、水銀ですとか、砒素を含んで50項目の調査を14年度から進め、データの方はすべてそろっております。よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 健康課長。

健康課長（河合俊英君） 失礼いたしました。特定健康診査についての御質問にお答えさせていただきます。

予算書の123ページに、今回、特定健康診査委託料ということで、委託料の一番下、16になりますが33万5,000円ということになっております。19年度までは基本健康診査という項目がございました。こちらが予算的には4,300万ほどの予算でございましたが、今回の医療制度改正によりまして大きく変わってきております。まず33万5,000円というのは、生活保護者のみでございます。なぜかといいますと、基本的に健康診査につきましては40歳以上ですね。医療保険者が実施するというように変わってまいります。ですから、基本健康診査は今まで40歳以上で健診する機会のない方を対象に実施するということでしたが、20年度からは各保険者が実施します。したがって、町としては、40歳から65歳の国保の方、それから御質問いただきました後期高齢者の75歳以上は後期高齢の委任と委託ということで、町としましては、基本特定健診、65歳未満の方と同様の健診を考えております。出の出どころは変わってまいります。基本的には40歳以上の健診につきましては、国保の方と75歳以上の方すべてを対象として実施してまいります。

内容としましては、御承知のようにメタボリックシンドロームに特化した健診になってくるということですので、若干健診内容は项目的には少なくなってまいります。そんなところで、予算的にはこの一般会計からの支出としてはかなり下回っておりますが、それぞれの特別会計の方で計上させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（宇野昌康君） 質疑の途中ですが、午後1時30分まで休憩といたします。

なお、ただいまの続行中の民生費、衛生費につきまして、最初のページの説明に対しまして、議長において不手際がありました。質疑、答弁、大変御迷惑をおかけしました。心からおわびを申し上げます。

（午前11時54分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 1時30分)

議長(宇野昌康君) ここで、環境建設部参事から発言を求められておりますので、許可します。

環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 午前中、齊木議員さんより御質問いただきました合併浄化槽の補助金の件に関しまして、訂正させていただきます。

下小口地区の調整区域の接続まで30年から40年必要と申し上げましたが、誤りでした。下水道課に確認しましたところ、町内の市街化区域整備完了目標年次を平成27年度に設定しております。その後、五、六年かけて調整区域を整備していく予定とのことですので、30年から40年ではなく、13年から14年後となる見込みですので、よろしくお願いたします。以上、訂正して、おわび申し上げます。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) お答えいただきましたが、身体障害者などの補装具については、本人負担1割だと御説明がありましたが、これは所得制限とか、そういうものはあるのかないのか、その点だけ、改めてお聞きをしておきたいと思えます。

それから、住民健診が特定健診制度に変わって、メタボリックシンドロームに特化したものになっていくんだということで、健診内容は少なくなっているということですがけれども、その健診項目で少なくなるというのはどういうものがなくなるのか。

それから、特定健診ということで、保険者が被保険者の健診をするということになるんですかね。そうしますと、今まで一般住民の方で御主人の扶養などになっていて、御主人が社会保険に入っているけれども、自分が健診を受ける機会がない一般住民の人は住民健診が受けられたわけですがけれども、そういう人たちは特定健診ということで、国保に加入していない一般住民の皆さんは、町からのこういう健診の対象者にならないと。つまり健診の機会が事実上失われる可能性のある方がかなりの数出てくるのが心配をされるわけですがけれども、そういう点は、国の方はどういう考え方で特定健診ということになったのか、教えていただきたいと思えます。

議長(宇野昌康君) 福祉課長。

福祉課長(馬場輝彦君) 結論から申し上げますと、あります。内容につきましては、生活保護の方につきましては、上限がゼロ円。それから低所得1、2の方が見えますけれども、低所得1の方については1万5,000円が上限、2については2万4,600円が上限というふうに上限があるということでありませう。以上です。

議長（宇野昌康君） 健康課長。

健康課長（河合俊英君） 特定健診の項目ということでございます。特定健診の中には、基本項目及び詳細項目という二つの項目がございます。基本項目につきましては、大きく分けまして九つ項目がございます。問診、それから診察、脂質、中性脂肪の測定とか、そういった形で九項目ございまして、この基本項目というのはすべての保険者が行う基本的な項目であります。そして、その中で基準値等を上回る分については、詳細項目と申しまして、血液検査、それから心電図検査、それから眼底検査という三項目がございます。そして、この管内、尾北医師会の方に委託する方法で今年度と同様の形で今予定しているわけなんですけど、基本的にはこの項目をすべてやる方向で検討しております。基本項目だけではなくて、血液検査、詳細検査を含めまして実施するという方向で今調整をしているところでございます。まだ決定ということではございませんが、そういう方向で今調整している状況でございます。

基本健康診査の項目等はちょっと今わかりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思えます。

それからもう1点、社会保険の対象とならないということで、一番大きいのは社会保険に加入してみえる被扶養者の方、奥さんとか子供さんとかという形になるかと思えます。そういった方々も基本的には社会保険が保険者ですね。健保組合の方からの案内という形になります。国の方の基本的な方向としましては、例えばという形であれですけど、社会保険の代表者と県の医師会なり、事業者との集合契約という考え方をしております、上部団体で集合契約することによって、なるべく地域で受けられるような体制をとということになります。ですけど、基本的にはやはり健保組合なり、社会保険の保険者の方からそれぞれの被扶養者の方にも御案内があろうかと思えます。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 政府管掌保険に入っている小規模な事業所の奥さんなどは今まで住民健診を受けていたわけですけども、大きな企業ですと、自分で病院を持っていたり、家族もそこに行って健診を受ければ組合の負担もあったりして、安く健診も受けられるという可能性が見えるわけですけども、小さな事業所で政管健保というと、保険者は自分とこの社長さんや会社じゃないもんですから、そういう方々に対しては、どういう形で今までのような健診が受けられることになるのか、非常に不安が住民の中にはあるんですけども、それは本当に心配がないように案内がされて、例えば今までのように町内の医院とか、そういうところに行けば受けられるのかどうなのか、わかりますでしょうか。

議長（宇野昌康君） 健康課長。

健康課長（河合俊英君） 今の段階で、社会保険の方がどんな形をとるんだということは承知しておりません。

それから、政府管掌健保でございますが、今の医療制度の特定健診といいますのは、そこからピックアップされた方を、その後の保健指導を行うことによって医療費の削減につながるということで、いわゆる成果の上がない保険者にはペナルティーを課すということがございます。ですから、町の方が国保を対象に実施するということにつきましては、それによって国保の医療費、ペナルティーが課されないような方向でやらなければならないということですので、御理解いただきたいと思います。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 酒井久和君。

13番（酒井久和君） 107ページ、児童クラブ運営事業について、どんな状況になっているか、お願いいたします。

もう一つ、母子通園事業についてもどんな状況か、お願いします。母子通園事業につきましては予算が大分減っているように思いますが、どんな状況でしょうか。

議長（宇野昌康君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） 107ページの児童クラブの状況はということでございます。

19年度も事業の方はスタートしておるわけですがけれども、ちょっと数字的なことで申しわけございませんけれども、2月までの集計が一応出てきております。2月現在では、三つのセンターを合わせまして121名の方が登録をされております。ちょっと細かいですがけれども、南の児童クラブが34名、それから北の児童センターへ通っているお子さんが38名、それから西の方ですがけれども、西は学校の中のクラブハウスと児童センターと2カ所ございますけれども、合計で49名、合わせて121名のお子さんが、2月現在ですがけれども通ってみえます。

事業の内容といたしましては、ずうっと例年からやっております児童クラブの事業につきましてはほとんど変わっておりません。

それから、同じページですがけれども、母子通園事業がどんな状況かということでございますが、これも2月現在までの集計が出てきております。2月現在までの延べの利用者数でございますが、ここは一応定員15名ということで運営の方はさせていただいております。延べでいきますと1,242名、2月までに通園をしていただいております。2月末現在で218日が開設日数となっております。平均いたしますと、1日当たり大体4.9名のお子さんが平均的に通っていただいているという状況でございます。なお、特にことしから始まっておるんですがけれども、今、この母子通園に通ってみえますお子さんが保育園の方へ交流をしていくと。これはスムーズに

保育園の方に入園していただく準備といった意味合いも込めまして、交流保育というような形で現在させていただいております。2月までで19名のお子さんが交流保育をしていただいておりますというようなことでございます。今の19名というのは、4月から2月まで通っていただいているお子さんで19名のお子さんが交流保育の対象となるお子さんであるということでございます。実際には週に一遍とか、2週間に一遍とかいうふうに通っていただいておりますけれども、延べでいきますと、2月までで74名、交流保育の方は実施をさせていただいたという状況でございます。以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 酒井久和君。

13番(酒井久和君) 児童クラブの運営につきましては、西小においてクラブハウスを使っている、2カ所になるというふうにおっしゃったように聞いておるわけですが、これで待機している人、待っている人というのはあるのかないのか。それから、定員は何名になっているのか。それで、クラブハウスを利用している人は何人なのか、ちょっとそこら辺のところをお聞きしたいと思います。

それから、今、母子通園につきましては、この状況がいい状況になった場合は、保育園の方へ、自動的に保育事業の方へ入っていると、こういうことでいいんですか。

議長(宇野昌康君) こども課長。

こども課長(鈴木一夫君) 児童クラブの関係でございますが、4カ所ございますが、定員はすべて35名の定員でございます。

それから、クラブハウスの方に何人行っているかということなんですが、ちょっと今、数字を持ち合わせておりませんので、また後ほど御報告の方させていただきます。

それから待機児童でございますが、待機児童はおりません。

それから母子通園でございますが、おっしゃいましたように、これはお母さんとの話し合いもあるわけですが、3歳児で入園するというような状況になってまいりますと、一応このお子さんが保育園に入ってもやっていけるかどうか。さらにはもう1年、例えば母子通園事業に通った方がいいのかどうか。それはいろいろな方の意見を参考にしながら、お母さんとも十分話し合いをしながら、理解を得た上で、保育園の方に通っていただく。もしくはもう少し母子通園の方へ通っていただくというような判断はさせていただいております。以上です。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 酒井久和君。

13番(酒井久和君) クラブハウスの方の利用もあるようでございますけれども、私も先回、この問題について指摘させていただいたことがあるんですが、クラブハウスはどうしても階段

が1ヵ所だと、出入り口は1ヵ所でないかというふうに推測するわけなんですけど、2階の構造において出入り口が1ヵ所ということについては、災害時、あるいは防犯の意味からにおいてちょっと問題があるんじゃないかというふうに思うわけですが、よろしいでしょうか。

議長（宇野昌康君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） 子供の安全が第一でございますので、そういった面につきましては、十分留意をこれからもさせていただきますので、よろしくをお願いします。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 通告してあったんですけど、通告外でちょっといきたいんですけど、今、ちょうど学童保育の話になったもんですから、ちょっと要望なんですけれども、うちの子供、3月いっぱいクラブハウスの方の学童の方を卒業させてもらうんですけども、気になったことが2点ほどありまして、教育委員会ともちょっと相談してもらわないと解決できない問題なんですけれども、クラブハウスの1階にトイレがあるんですけども、これが大の方が全部和式なんです。けがをされた人なんかなかなか和式ではトイレに行けないという状況が実はあるんですよ。通常の学校の方でも多分そうだと思うんですけども、利用されると思うんですけども、足の骨を折ったりとか、そういう子供が近くのトイレということになると、やっぱり運動場にあれば、運動場の方のクラブハウスのトイレが便利ですので、全部洋式にせよとは言いませんけれども、できたら1ヵ所、洋式トイレにさせていただくと非常に助かるというふうに思います。

それからもう一つは、クラブハウスの2階で、今お話があったように学童保育をやっているんですけども、げた箱も新しいのに変えていただいて大変喜んでおるんですけども、実は雨が吹き込むと大変なんです。2階だもんですから、2階で北向きになるのかな、向きとしては、どっちかという。雨だとか雪なんか吹き込んでうんですね。そうすると、靴がぬれちゃうもんだから、部屋の中に新聞紙を敷いて、そこに靴を置くんですよ。今、大分年度も終わりになるに従って3年生の子たちがやめていくもんですから、一定の余裕が出てきてはいるんですけども、また今度、4月からまた30人ぐらい多分クラブハウスに入ってくるという話も先生から聞いているんですけど、そうすると、今度は、それこそ雨が降ると、靴を置いたりして、本当に遊ぶスペースが大変狭くなっちゃうんですね。ぜひげた箱のところが雨に当たらないように、厚手のビニールでも結構なんですけれども、カバーのようなものをつけてもらえるか、それとも西小学校の校舎の方を見ていただくとわかるんですけども、1階の1年生のげた箱のところは上から雨が吹き込まないようにガラスがやってあるんですね。ガラスでげた

箱のところだけひさしのようになっているんです。げた箱と一体になったような形になるんですけれども、そんな形で、雨が吹き込まないような形に西小学校はなっているんですけれども、そのクラブハウスのところもできたらそんな形にしてもらえると非常に使い勝手がいいんじゃないかなというお話も伺っておりますので、こども課の方にだけ言っても解決できない問題だもんですから、ちょっとここであえて言わせていただくんですけれども、教育委員会さんの方と協力してもらわんとできんもんですから、どちらが御答弁いただいてもいいんですけれども、ちょっと実態を見ていただいて、対応していただけんかなというふうに思いますが、いかがですか。

議長（宇野昌康君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） 以前にもそんなような話を、懇談会のときでしたか、お話を伺ったような記憶も今思い出したんですけれども、年に何回か、そういう雨の日も当然ございます。基本的にはぬれないような工夫をしたりしておるんですけれども、これも一度また、私ども、課題として受けとめさせていただきます。

それからトイレにつきましては、学校の施設ということもありまして、私の方がすぐにはという結論は出せないんですけれども、一度学校教育課の方ともまた相談の方させていただきます。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 健康課長。

健康課長（河合俊英君） 先ほどの基本健診の減少した項目ということですが、血液検査の中で、クレアチニン血糖、それから尿素窒素、尿酸、トリグリセライドの3項目と、それから検尿の方でウロビリと鮮血が廃止という形になります。

そして、先ほど申しましたように、基本的には基本項目の項目が全国的には実施されまして、その結果によって、心電図、あるいは眼底検査を実施するというような形で、実質的には心電図、眼底検査も減少された項目ということになります。

それと、先ほどお答えしませんでした。特定健診は、今こういった基本健診、そして詳細項目と、なるべく健診項目を落とさない方向でやることとしまして、自己負担分をいただく方向で今検討して提案しているところでございます。

議長（宇野昌康君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） 先ほどの酒井議員さんの御質問の中で、現在、西のクラブハウス

の方へ通っているお子さんということで御質問がありました。現在、25名のお子さんが通っておられます。以上です。

議長（宇野昌康君） 以上で、民生費、衛生費の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩します。

（午後 1時52分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時54分）

議長（宇野昌康君） 続いて、款5.労働費から款8.土木費までについて、予算に関する説明書の134ページから167ページまでです。ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8番（土田 進君） 農業費、ページ142、143、18番備品購入費、1.農業公園構想用備品購入費367万5,000円、これは油精製機を購入するということですが、どのような機械かお教えを願いたいと思います。

そして、同じく農業費で144、145ページ、19.負担金補助及び交付金、これは19年度までであった補助金の大口町土地改良区、18年度は1,033万円、19年には427万5,000円、そしてまた交付金、農業用排水路維持管理業務、19年度48万8,000円、いずれもなくなっているのはなぜでしょうか。

それから土木費の方で154、155ページ、橋りょう新設改良費、15.工事請負費、3.堀尾橋橋りょう拡幅工事費4,000万円、これは19年度当初予算で堀尾橋歩道橋設置工事実施設計委託料が1,600万円組まれていたのが、今回の補正で400万減額になり、1,200万の設計による工事と思われませんが、どのような工事なのか、お尋ねをいたします。以上です。

議長（宇野昌康君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 土田議員から御質問いただきました農業公園構想用備品購入費でございますが、これはBDFと申しまして、油精製機でございますが、このもとは、いわゆる軽油の代替燃料といたしまして、植物油脂、動物油脂などの再生可能な資源からつくられる燃料でございます。ここでやろうとしておりますのは、家庭から出るてんぷら油なんかを軽油に精製するという機械の購入に充てる備品購入費でございますので、よろしくお願いたします。以上です。

議長（宇野昌康君） 建設課長。

建設課長（野田 透君） 土田議員さんの方から、ページ数で申しますと142ページの土地改良区に対する負担金がなぜなくなったかというような御質問でございました。

これについては、補助金という形で土地改良区に補助金を出しておりましたが、19年度は仲沖地区の土地改良事業につきまして、町から補助金を土地改良区に補助した形で、土地改良区でいろいろと事業をやっていただいていたというような関係で、19年度内に仲沖地区の土地改良事業が完了、終了したということで、20年度については補助金はございません。

それから、同じく交付金として農業用排水路維持管理業務に対する交付金を19年度まで48万8,000円ということで交付をさせていただいております。これにつきましては、集中改革プランと申しますか、交付金の見直しをいたしまして、趣旨としましては、この交付金は秋田初め8行政区に対しまして、土地改良施設に対する清掃業務等に交付をしております。ですが、土地改良施設につきましても、町の方へすべて移管をされたということと、それから土地改良施設以外の道路側溝、それから排水路等については皆さんで無報酬でやっていただいているというようなことございまして、土地改良施設のみについての維持管理業務に対して交付をするということは不均衡、不公平となるというような趣旨もございまして、廃止をさせていただいたものでございます。

それから155ページになりますが、橋りょう新設改良費、3の橋りょう整備事業の中で堀尾橋の4,000万の工事の内容について御質問をいただきました。

これについては、議員が言われるように19年度において実施設計を委託したものの工事でございます。内容といたしましては、現況の橋が27メートルの橋で、幅員は8メートルという状況でございますが、ここには歩道がございません。ですから、ここに歩道を設けたくて拡幅をするというような工事でございます。上流側に約4メートルほど拡幅をいたしまして、道路の中心線を上流側にずらすことによって、上流、下流に約2メートルの歩道を両側に設置することで、車道幅員はそのままというような内容で工事をするものでございます。以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8番（土田 進君） 今、油精製機、家庭から出る廃油を処理するための機械というふうにお聞きをしましたが、そのような機械であれば、何も農業公園構想用備品購入費でなくて、衛生費が妥当ではないかというふうに思います。

それと、一般家庭、給食センター、事業所から出るような廃油はどれくらいを見込んでみえるのか。また、できた油はどのように使われるのか、お聞きをしたいと思います。

そして、土地改良はまだ完了していないところがあるのではないのでしょうか。閉鎖していないというか。

それと、農業用排水路維持管理業務の交付金ですが、8行政区に今まで出していたと。行政区単位で各区長を通じ毎年5月に実施計画書を建設課へ提出をしまして、ごみ収集のトラックを配車してもらっておりました。これをボランティアでとか、今そんなような話もありましたが、地区でごみの収集のトラックをやるにしても、ごみのトラックの配車とか、そういうのを考えますと、相当区の負担になるというふうに思うわけです。現実的には難しいのではないかと。これを機会に、今まで長いこと続いておりました、各地区で年中行事のようにしてやってきましたこの行事がこれで多分途絶えるのではないかなということをお心配いたしておりますが、この事業はなくなってもいいというふうにお考えでしょうか。

それと、堀尾橋の建設の方ですが、これも、先ほども一つありましたが、実施設計委託料が1,200万円で工事が4,000万円、これも専門家でないといけないかもしれませんが、私たちに、なぜ4,000万円の工事をやるのに1,200万円も設計料がかかったかなあということをおもうわけです。以上、お尋ねをいたします。

議長（宇野昌康君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 農業公園構想の備品購入費、油精製機の件で、予算項目が違うんじゃないかという御質問なんです。実はこの油精製機、ただ油を精製するだけのものではなくて、これに関連するもの、いわゆる菜の花であったり、それを搾った油を給食センターとかで使う、菜種を搾った後の油かすを農地に戻すという形で、循環型の社会を形成するための一つ的手段でございます。ですから、農業公園構想の方で予算を組ませていただいております。

それから、大口町のモデルとして、いろいろ分析しております。現在の回収量、回収実績につきましては、平成18年度が1,368リットル、年間回収しております。ところが、この1,368リットルは、家庭用でてんぷらなんかで使っていただきますと、二、三回使っていただくと、製品名で申し上げますと問題がありますのであれですが、薬剤を入れて固めていただいて、可燃ごみへ回っておるわけですが、この廃油も資源であるという考え方。さらに資源を燃料に変えたときに、ここで出てくる燃料は軽油として使えますので、耕運機ですとか、巡回バスなんかにも利用ができるということで、町内を一つの輪、循環ができる、だれでも参加することができる循環型の社会を目指した一つの構想でございますので、お願いいたします。

それから、油の方から言っちゃったんですが、回収実績は1,368リットル、先ほど申しあげましたけれども、実はこれにまだ町内で捨てられている家庭系の油、廃食油の推定量ですが、大口町には3万7,814リットル/年、大口町の中で発生しておるといふ推計値を持っております。ですから、今、1,368リットルはほんのわずかしが回収されていないということで、資源の回収という方向でも取り組み、さらにできたものが耕運機だったり、トラクターだったり

で利用する、また巡回バスなんかで利用していくという形で考えておりますので、農業公園構
想で組んでおります。以上でございます。

議長（宇野昌康君） 建設課長。

建設課長（野田 透君） 土田議員さんから2回目の御質問をいただきました。

まず初めに土地改良区に対する補助金の関係でございますが、議員さんがおっしゃるとおり、
まだ土地改良区、工区の中では閉鎖していないものがございますが、この補助金につきましては
は、事業補助金ということで、工区の方で換地計画業務とか、あるいは面整備、圃場整備工事
等をされる場合に補助をするというような補助金要綱によりまして支出をしておったもので
ございますので、閉鎖していない工区はございます。土地改良区も存続するわけでございますの
で、よろしく願いいたします。

それから、農業費、用排水路維持管理業務に対する交付金でございますが、同じ建設課でや
っておる関係上、誤解があるというふうに思いますが、これに対しては、この農業費から支出
しております農業用排水路維持管理業務に対する交付金につきましては、土地改良施設を清
掃等していただいたことに対する交付金でございます。御心配の、今までそれぞれ行政区で
やっていただいております側溝、それから集水ます等の清掃につきまますトラックの配車でご
ざいますが、これは土木費の方から今年度も引き続き同じように支出をさせていただいて、皆様
方にゴールデンウイーク近くにまた清掃の方をお願いしたいというふうに思っております。

それから、155ページの堀尾橋の関係でございますが、ちょっと説明が不足いたしまして申
しわけございません。堀尾橋については、一応2ヵ年で工事をやる予定でございます。20年度
については、下部工を行います。橋台の工事をを行うわけでございます。それが4,000万。それ
から来年度、21年度については上部工、大体3,000万ぐらいかかるんじゃないかなというふう
に思っております。

それから、その工事費と委託料の関係でございますが、委託料1,200万かかったわけでご
ざいますが、内容といたしましては、ボーリング調査とか、それからこれは橋梁でございますの
で、落橋に対する構造計算であるとか、けたが重量に耐えられるかどうかというような構造計
算もございます。これは一応積算基準がございまして、全国統一の積算基準にもたれて委託料
をはじいて計算しております。以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8番（土田 進君） 油の関係、わかりました。ヘルシーエイジングの会が昨年から菜の花を
栽培してほしいということで始められていますが、これ、私も少し栽培をしておりますが、こ
れはどのようにして集めて、製品化をされる予定にしてみえますか、お聞きしたいと思います。

それから、土地改良の関係の補助金がなくなったということではありますが、まだ土地改良は完全に閉鎖していないところがあるということですが、どこの地区もこの土地改良に関係をした役員の人たちは高齢化して、なかなかほうったらかしになっていると。言い方は悪いかもしれませんが、そういうふうで閉鎖ができていないと思います。だから、町が指導して、早く閉鎖するものは閉鎖するということをやっていただきたいなと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 今の御質問は、ヘルシーエイジングという団体が菜の花エコプロジェクトを19年度から立ち上げております。この菜の花エコプロジェクトに関しては日本全国で結構今取り組んでおられます。菜の花エコプロジェクトでできた菜種を搾って油に精製していく。先ほど申し上げたんですが、その廃油を使って軽油にしていく。菜の花を見て美しく感じるということで、回っていくわけですが、まだヘルシーエイジングの菜の花エコプロジェクトもスタートしたばかりでございまして、まだ搾り方ですとか、利用方法、それから今まで勉強してきた中ではかなりの高額になるということで、いろいろ今勉強しておっていただけておる最中でございます。もちろんそれと当然同じような形で、精製機の方の事業も協働していくわけですが、BDFの精製機そのものが、菜の花エコプロジェクトでできた油じゃないと精製できないわけではなくて、現在、家庭から出されております、地区で回収も進んでおるんですが、家庭用の廃食油を精製することによって軽油ができるということでございまして、当然菜の花エコプロジェクトとリンク、協働していくという形も将来的には出てくるわけですが、今、一緒にして大きなプロジェクトにしてしまいますといろいろ問題が出てきますので、将来的にはヘルシーエイジングの菜の花エコプロジェクトとこのBDF事業、当然くっついていくわけですがけれども、菜の花エコプロジェクトがないとBDFができないか、BDFができないと菜の花ができないかというわけではなくて、それぞれが活動した中でくっついていくという考え方をしております、あまりヘルシーエイジングの方に何反、何町歩つくれと。何町歩つくってほしいというような働きかけではなくて、ヘルシーエイジングの皆さんもまだ菜の花をつくるのに初めての人が多くお見えになりますので、ぼちぼち菜の花ってこういうふうだよ、こうやって使ったらいいよねというような流れの中で、菜の花エコプロジェクトとBDF事業をつなげていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。以上です。

議長（宇野昌康君） 建設課長。

建設課長（野田 透君） 土地改良区の閉鎖について御質問をいただきました。

現在、2地区がまだ閉鎖をしておりません。これについては、議員さんが言われるように、役員さんも高齢化しておるというようなこともございます。大口町土地改良区と相談いたしま

して、早く工区閉鎖ができるように土地改良区とともに相談してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 酒井廣治君。

6番（酒井廣治君） 2点だけお尋ねいたします。

146ページ、147ページです。商工業振興費の件でございますが、19年度に比べまして1,300万ばかり増額になっております。その内容を見ていきますと、147ページの一般管理事業の補助金の中に商工業振興資金融資保証料が19年度は1,800万でございましたが、ことしは3,100万になっておるといことですが、何かこれには要件があるんですか。わかりましたら、よろしくお願いいいたします。

それから2点目、その下にあります観光費でございます。観光費の149ページ、尾北自然歩道管理事業の中の10番目に、昨年度はございませんでしたが、五条川堤桜保存事業協働委託料60万円が組んでありますが、これはどんなような事業でございますか。2点お答え願います。

議長（宇野昌康君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 酒井廣治議員さんより2点御質問をいただきました。

資料147ページの商工業振興資金融資保証料につきましてでございますが、商工業振興費で昨年と比較しまして1,333万3,000円ふえておる理由は、商工業振興資金融資保証料を1,800万から3,133万3,000円へ増額したものでございます。この内容につきましては、平成18年度は72件で2,956万1,900円の実績がございまして、さらに平成19年、まだ2月末ですけれども、43件で1,977万6,000円ということで、商工業の振興資金の融資件数もふえておりますし、保証料もふえておるといこと、当初から対応させていただいたものでございまして、よろしくお願いいいたします。

それから、資料149ページの五条川堤桜保存事業の協働委託料の60万円でございますが、これにつきましては、大口町NPO登録団体から昨年の12月、企画提案書をいただきました。これは平成20年度で大口町の五条川を一定区間、橋から橋というふうに理解した方がいいと思うんですが、一定区間を試験区間として定め、調査、PR活動をするということ。それから、それに基づいて、21年に評価、研究いたしまして、何とか保存活動ができるような組織を立ち上げられないかという企画提案書をいただいております。これにつきましては、五条川の桜はかなり、五十数年たってきて傷みもございまして、大口町、いろいろ委託して、桜の障害ですとか、病害虫、それから剪定、毛虫の消毒等、いろいろやっておりますが、桜の木そのものに

問題があるということで、そちらを一度みんなでやってみようという企画提案書が出されましたので、こちらで組みさせていただき、協働事業として取り組む予定をしておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 酒井廣治君。

6番(酒井廣治君) 今、商工業振興資金の保証料の件について御返答がございましたが、20年度はどのくらいの件数の見込みをされていますか。よろしくお願したいと思います。

それから、観光費の中で一定区間の調査をするというような話をいただきました。これは桜が50年の歳月がたっておるわけなんですけど、その間の現状分析等々はされているかと思えますけど、一定区間とはどこの間でございますか。よろしくお願いたします。

議長(宇野昌康君) 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 商工業の振興資金の融資保証料でございますが、実は昨年、19年の10月からですけれども、制度が変わりました。実は責任共有制度ということで、いわゆる信用リスクを分担させたということの融資に対して、信用保証協会が今まで100%の保証をして融資をしておったものを、リスクを分散させるということで、金融機関へ20%リスクを分担させました。これがここへ来まして、金融機関が20%のリスクを負ったことによって貸し渋りというんですか、審査が非常に厳しくなって、借りにくくなったのが現実でございます。さらに、昨今の石油高騰により、セーフティーネットというんですけれども、石油価格が上がったことによる臨時融資みたいな融資制度が一個出てるんですが、実はこの臨時融資制度に対して、資金融資が保証料の補助ができないようなシステムになってしまっております。今、議員の質問については何件ぐらい予定しておるかということですが、この予算を編成する時点と今の状況がかなり変わってきておりますのであれですが、私どもの方といたしましては、できるだけ中小企業の方の融資を早く受けられるような保証料の支払い等を考えておりますので、当初から予算をふやささせていただいておるといふふうに御理解いただければありがたいと思います。

続きまして、五条川の協働委託料でございますが、橋から橋で、今、提案されておりますのは、アピタの前の平和橋から、もう一個上流の新田橋ですね。偶然ことしの工事請負費の尾北自然歩道環境整備工事費を予算で組みさせていただいておるんですけれども、ことしの自然歩道の整備の区間も新田橋から平和橋の322メートルを予定しておるわけですけれども、その間で試験区を設けて、いろいろ取り組めんかというような提案をいただいております。ですから、試験区は新田橋から平和橋というふうに御理解いただければありがたいと思います。以上でございます。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） まず一つ聞きたいんですが、私も143ページの農業公園構想用備品購入費で367万5,000円、これについてお伺いしたいんですが、油精製機ということで、廃食油を軽油のかわりにするというので、御説明いただいたとおりなんですけど、この装置というのは、私、インターネットで調べさせてもらったんですけども、水酸化ナトリウムが要りますね。それからエタノールですか、そういったものを実は使用するものなんです。一体どこのどなたたちがこの機械を扱うのか、私は詳しいことは知らされておられませんのでわかりませんが、水酸化ナトリウムというのは本当に劇薬ですよ。うちの小学校6年生の子供もよく知っていて、手でさわるとぬるぬるして、要するに皮膚が溶ける、そういう物質ですね。こうしたものを扱うということになれば、当然それなりのところで、また一般の人が入らないような隔離したような場所でやらないと非常に危険ではないかなということを思っているんです。

もう一つ問題なのは、実はそうした薬剤を入れて、それから攪拌するんですね。攪拌して、その後、お湯で洗うんですよ。とにかく油もとれるんだけれども、その後の不純物といいますか、そうしたものも出るんです。たしかグリセリンもとれるし、BDFになる燃料もとれるんだけれども、その後の残り物も出るんですよ。その処理方法は一体どういうふうになつていっているのかということなんです。一番最後、グリセリンもどういうふうにご利用していくのかといっても、これもまだ不純物もたくさん入っているような代物ですので、それをそのまま何かに利用できるものでもないような気がしているんです。

それから、その後、残りの廃液というんですか、それも、昨年、委員会で視察をさせていただきましたね。湖東町だったかね。どこだったかな。

（「東近江市」と呼ぶ者あり）

1番（吉田 正君） 東近江市だね。そこでも私、伺ったんですけども、その後の廃液の処理方法というのはいまだにまだ確立されていないそうです。要するに処理できないものが実はできてしまうんですね。これも一つ問題だなあということを私は思うんです。だから、本当にこの事業をやること自体、資源循環型のそういうものでやられていくことはいいんだけど、その精製過程においても大変危険な物質を使うということ、それが伴うということと、それから残りの廃液をどうやって処理するんだということ。それとあわせて、例えば1,368リットルの廃食油が平成18年度で集まっているんだけれども、それを、例えば軽油の代替燃料としてどのぐらいの量がとれて、実際精製することによってどれだけの収入が得られるのか。そういうことも考えなくちゃいけないと思うんです。それには、とてもじゃないけれども、1

回当たり大体200リッターか300リッターぐらい多分処理できるんだらうと。インターネットに載っておった機械では、それを3回連続して行うことができるという機械が載っていたんですけども、ある生活協同組合がやってみえる機械ですとね。だから、一遍に600リッターぐらいのものが順次処理されていくということらしいんですけども、そうすると、1年間に1,368リットルでは、とてもじゃないけど、今の現状では原料を集めるという手段も構築していかなくてはならないですし、今の現状ですと、非常に効率の悪い運営の仕方にならざるを得ないんですね。だから、これをどこのどなたが事業をこれから進めていくのか私は知りませんが、とても利益になるようなことにはちょっとつながりかねないなあと思っています。

一つは、原料をどうやって集めるのか。それから、廃液をどう処理するのか。また、あわせて副産物で出てくるグリセリンもどういう利用があるのか等々、いろんな問題がいっぱいある機械だなあということをおもいます。出てきたBDFそのものも機械のランクによっていろいろあるらしいですね。そのままではまともに使用するには、品質の問題ですね。いい品質ができる機械と、そうじゃないものとあるらしい。品質のいいものということになってくると、もっと高い機械を購入しないといかんのじゃないかなあということもインターネットを見ておっても思うわけですけども、果たして今の状況でこの事業を本当に進めていって、あとのことを考えないかんのですよ。燃料ができることはいいんだけど、しかし、だれもその対応ができんような代物がその後できてしまうということになると、その処理費のためにお金がいっぱいかかるということでは、これまた困ったものだあというふうに思いますけれども、そこら辺のことについてはどういうふうに考えてみえますか。

議長（宇野昌康君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 吉田議員さんからBDFに関していろいろ御質問いただいたわけですが、このBDF事業がすべてうまくいくという話ではなくて、既にBDFに対する課題、問題点についてはかなり調査しております。当然のことでございますけれども調査しております。基本的には、先ほど私が土田議員さんから御質問いただいて、お答えしたとおり、いわゆる目で見える循環型の事業、だれでも見られるという、一番わかりやすい循環型社会を構成していくモデルだらうというふうにとらえておるわけですが、一番最初に考えましたのは、どれぐらいの収益が上がるんだらうなということで考えたランニングコストに関しましては、今、1リットル当たり、ランニングコストで30円でございます。製造能力が、吉田議員さんが言われた1日300リットル、400リットルという話ではなくて、今ここで考えさせていただいております製造能力は1日6時間の稼働で100リットルを精製できるものをおもっております。100リットルよりも当然大きい機械があるわけですけども、100リットルにたどり着いたのは、消防法の問題ですとか、保管量の問題等がございまして、6時間で100リット

ルの製造能力のものを今考えております。きょうのガソリンスタンドで軽油の価格が125円でするので、単純な計算はしてはいけなけれども、リッター当たり95円の収益が出るという計算をしております。ただし、廃油の量に対して、軽油の精製量は90%が一般的でございますので、100リットル廃油を投入したときに90リットルの軽油ができると。その他のいろいろな電気ですとか、薬剤等、御指摘のとおり、いろんな薬品を使ってまいりますのであれなんです、昨年、名古屋の方を私も視察させていただきましたけれども、そう大した建物じゃなくて精製ができておるし、薬品の方も、大したというと怒られますが、保管場所でなくて、精製ができておるといふ事実もございませう。

それから、今、私どもが課題としてとらえておりますのは、消防法ですとか、それから軽油取引税、品確法、それから排水の関係の規制ですね。そこら辺すべてひっかかってくるわけですが、そこらあたりを今整理しておるところでもございませうし、車を使った場合に問題がないかということもそういうわけではなくて、私もこのBDFを使った車両を何回か見せていただいておりますし、問題点も、運転手さんに聞いたり、いろいろ調査させていただいておりますが、そこら辺の問題点をクリアさせてから取りかかるのか、その問題点があることによってやめるのか、そこら辺の選択肢もあるんですが、問題点は一つずつクリアして進めていきたいというふうにご考慮しておりますので、よろしくご願ひいたします。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) とにかく廃液等々が出るわけですので、それはどういう解決をしたらいいのかということのはどこを見ても書いてないんだわね、今のところ。だから、もともとディーゼルエンジンというのは、一番最初に動かした燃料というのはピーナツオイルだったらしいんですよ。だから、そういう意味では、菜種油でもそのまま直に入れてもそれは動くんですよ。ただ、故障が起きやすいということだそうす。そのために、さらさらにしていく必要があるから、こういう加工をしなくちゃいけない。ただし、そのことによっていろんな廃液等々が出てくる。その処理方法は、今、確立されているものでもないらしいんですよ。どうやってそこまでの、だから循環だから、本当に循環させないと、できたものだけ循環させておっても話にならないですよ。だから、そうした技術的なものがまだ確立されたとはいいがたい代物なのかなということを感じてらるんですよ。今のアルコールをガソリンがわりに燃やすのとちょっとわけが違ふんですよ、このBDFというものの本質は。

だから、そういう点では、よくよく慎重にやっていたかかないと、危険な薬品も扱うということと、また廃液そのものも、水酸化ナトリウムが含まれておるようなものが廃液として残るわけですので、そういったものの管理だとか、そういうのも本当にどうしていくのかという問

題も当然出てくるんですよ。だから、そういう意味では、ぜひ慎重な対応をとっていただきたいなというふうに思います。

また、委員会の方でも、もしわかれば、どういった機械を導入するのかというパンフレットでもあれば、ぜひお示しをいただきたいと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

以上で、労働費、農業費、商工費、土木費の質疑を終了いたします。

続いて、款9.消防費について、予算に関する説明書の166ページから175ページまでです。ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 木野春徳君。

10番（木野春徳君） 172、173ページですけれども、防災用備品購入費とありますけれども、何を購入される予定なのか、教えていただきたい。

あと一つ、防災訓練事業ですけれども、20年度の防災訓練というのはいつごろ予定されているのか、お願いいたします。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） 木野議員の御質問にお答えします。

備品購入費124万円の内訳ですけど、防災行政無線戸別受信機が20台、購入を予定しております。それから災害用トイレ、大型テント型が1基、それから洋式のオプションが2基、標準セットが1基です。それから、防災用のライトを1基予定しております。

それから、平成20年度の防災訓練の状況なんですけど、まだ計画段階で、申しわけございません。9月の第1土曜日だったと思います。日にちは、町の方として確定してありますけど、9月の第1土曜日、北部中学校で訓練を実施させていただきます。なお、詳細につきましてはまだ検討中なんですけど、今のところ、昨年と変わったものといまして、倒壊家屋を設定して、その家屋から救出訓練を行うということを想定しておりますので、またその節はよろしくお願いいたします。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

以上で、消防費の質疑を終了いたします。

ここで会議の途中ですが、14時50分まで休憩といたします。

(午後 2時38分)

議長(宇野昌康君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 2時50分)

議長(宇野昌康君) 続いて、款10.教育費について、予算に関する説明書の174ページから231ページまでです。ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 土田進君。

8番(土田進君) 179ページ、13.委託料、9.スクールバス運行委託料298万円、これ初めての予算だと思いますが、どのような新しい事業をなさるか、お聞きをしたいと思います。以上です。

議長(宇野昌康君) 学校教育課長。

学校教育課長(江口利光君) 179ページ、スクールバス運行委託料につきまして御質問をいただきました。現在、スクールバスにつきましては、小学校の下校時に行っております。北小学校及び南小学校の1年生から3年生までの低学年で一斉下校ができない日に実施をいたしております。北小学校では、火曜日、水曜日、金曜日の週3日、1日当たり約90人の児童が利用をしております。ルートにつきましては、河北方面と外坪方面の二つに分かれておりまして、現在2台の巡回バスで行っております。

南小学校につきましては、同じく火曜日、水曜日、金曜日の週3日、1日当たり約100人の児童が利用をしております。ルートにつきましては、南回りと北回りの二つに分かれております。南小学校では、1台のバスで行っておりますので、1日4往復しているという状況であります。この4往復のうち2往復につきましては、40人が乗車できるバスに最高で39人が利用をしております。ランドセル、あるいは手提げかばん、水筒、時には傘を持って乗車をしているという状況でありまして、事故、あるいは急ブレーキなどがあつた場合、危険性が非常に大きいというような状況で利用をいたしております。

こうしたことから、安全を確保するという観点から、南小学校へもう1車配車できるようにしていきたいということでもあります。このことによりまして、1車当たりの乗車人数もおおむね25人程度になってまいりまして、児童センター等へ行ってみえる児童も乗車ができるようになるというようなことから、安全の確保を図っていきたいということでございます。以上です。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 土田進君。

8番（土田 進君） すべてが新しい事業というわけではないということですね。今までもこのことはなされていたと思いますので、今まではこの経費は巡回バス事業費の中に昨年まではすべて入っていたと。その中から、今回ふえる分も合わせて、別に新しく教育費でスクールバス運行委託料という項目を設けたということですか、お尋ねします。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 現在、南小学校及び北小学校でバス3台による運行を巡回バス事業の中で行っていただいております。南小学校につきましては、今申し上げましたように、さらに安全を図るという意味から、もう1車追加をして2台で運行をしていきたいということでもあります。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8番（土田 進君） 今の説明によりますと、南小のために1車ふやすというのが298万ということでしょうか。これは全部を含めてでしょうか。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 298万の予算につきましては、南小学校へ1車追加するための予算であります。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正輝君。

14番（吉田正輝君） 197ページ、大口中学校屋内運動場改修工事費1億1,500万ありますが、これは前にも一度説明を聞いたと思いますが、もう一度、この内容をちょっと教えてください。

それと、関連でございますが、統合中学校を建てるに当たっていろいろと問題点もありました。その中で、昨年暮れには、追加工事、専決予算に対しては一応認めるけど、このいろいろな問題に対してはこれからもいろいろと追及していくという話で、皆さん、予算としては認められました。そのときに、賛成討論の中にもいろいろとそういう意見もうたわれておりました。ということで、1月15日に見解書が出されました。この中で、一番最後に黒川事務所に対する問題点も文書で提出を求めるといような答弁が1月15日にありまして、追加費用に対する見解書が黒川設計より出されたかということに対して、2月20日の全協の折には、まだ出ていないから2月末までに提出してもらおうということで総務部長が答弁されましたが、それも出ずまいで、3月4日には、議長が副町長にどうなっているかということで尋ねられまして、先週中に出す。待つてほしいという答弁をされたそうですが、副町長、回答は来ておるでしょうね。答弁をお願いします。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 197ページの大口中学校屋内運動場改修工事について御質問をいただきました。

この内容につきましては、体育館の内部で雨漏りがございます。この雨漏りを改修するというものであります。

さらに、外壁につきましては、西側部分での劣化が激しくなっております。この外壁につきましても補修をし、塗装をするというものであります。

それから、床につきましても、中央部分で約3センチほど下がっているというような状況になっておりますので、これもあわせて補修を行っていくというものであります。

屋根につきましては、全面的にコーティングを行いまして、補修し、塗装を行ってまいります。

外壁につきましては、クラックが入っている部分もありますので、モルタル補修をし、全面的に改修を行ってまいります。

床につきましては、傷んでおります板は張りかえを行いまして、サンダーをかけ、ウレタン塗装等を行っていくという内容でございます。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 大口中学校の建設にかかります調査検討報告書の関連で御質問があったわけですが、一応所管の委員会協議会、さらには全協で2月の末をめどに黒川設計の方に文書での回答をお願いしまして、2月末の時点では届きませんでした。それで、私の方から改めて請求をしまして、先週の段階では、今週の頭に文書でいただけるというようなお話を担当の方から聞いております。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正輝君。

14番（吉田正輝君） 今週の頭ということは、きょうのことですか。きょうですね。着いていますか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 私がけさ議場に入ってくるまでには着いておりません。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正輝君。

14番（吉田正輝君） 本当にこれ、言っているんですか、これだけ何回も何回も延ばされて。というのは、きょう、いろいろ書類をもらって、大政クラブで会合をしようと思っておったん

ですよ。副町長、議長に返事されたそうですが、いつまでもいつまでも延ばされて、15日からというともう2ヵ月たちますよ。2ヵ月たっても黒川から返事が来ないんですか。一遍返事ください。

議長（宇野昌康君） 副町長。

副町長（社本一裕君） 今、総務部長の方からお答えを申し上げましたけれども、議長にお話を申し上げる中では、先週末に今のお話の御提出をいただくよという形の中で、今進めておるといってございまして。今、総務部長の方から申し上げましたように、先週末には再度確認をとりまして、今お話を申し上げましたように今週の頭にはということございまして、今の状況では確かにまだ私どもの方に届いていないというような状況でございますので、できるだけ早急というふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正輝君。

14番（吉田正輝君） 早急なんていうのは、日にちがないということですから、何日までという日にちをはっきり切ってください。皆さんの前で。

議長（宇野昌康君） 副町長。

副町長（社本一裕君） この件につきましては、今お話を申し上げたような状況でございますけれども、所管の委員会までには何とかそういった形のものでこちらの方へ提出をいただけるよというよに進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（宇野昌康君） 全議員、そうしたことを皆さんがお考えでございますので、ひとつきちっとしたことを早急に努力していただきたいと思っておりますので、お願いをいたします。

他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 齊木一三君。

11番（齊木一三君） 2点ほどお尋ねをいたします。

187ページ、施設整備事業、委託料の18番ですが、北小学校増改築転用実施設計委託料が計上されております。この件は、北部中学校の改修ということで聞いております。設計料を計上されて、かなり大きな金額になっておりまして、工事費の方も11億というような話をお聞きしました。設計の委託につきまして、現在、新設の大口中学校の件につきましては、工事高、設計料もかなり多大なものになっておりまして、業者選びにもかなり紆余曲折がありまして、最後までまた今こうやっといういろいろな問題が起きておるわけですが、北部中学校の改修につきまして、業者の選定について、どのようなプロセスで行っていくのか、お尋ねをしておきます。

それから197ページの4.施設整備事業、大口中学校の屋内運動場の改修工事でございますが、これも9月の折にいろいろ聞きまして、どのような工事だということいろいろ聞いたんですが、また今、さきの質問がありましたときに同じような答えが返ってきたわけですが、私も声をからして屋根のことにつきましているいろいろお尋ねをしたわけですが、その折に、総務文教委員会でもあったと思うんですが、構造的なものを見据えた中で、事前調査、現地調査をして、それから工事に入っていきたいというような答弁があったかと思いますが、その調査結果についてはどのような結果になっておりますか、お尋ねをしておきます。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 北小学校の北部中学校への移転に伴います増改築の関係の業者選定についてということで御質問をいただきました。

今回、この実施設計を行いまして、実際どんな業者に選定をするのかというようなことでございますが、指名競争入札、あるいは一般競争入札が考えられるわけですが、現在のところ、どちらの手法でいくのかということまでは決めておりません。

それから、大口中学校の体育館の関係でございますが、今回、設計を黒川設計事務所に委託をしまして行っております。その中で、屋内運動場の既設屋根のALC板が地震時に対してどうかというようなことで考察をいただいております。その考察の内容につきましては、この建物については旧構造基準で設計がなされており、現時点での耐震性能の評価を行うためには、新耐震基準によって耐震性能を再評価することが必要であるというようなことで考察をいただいております。こうした調査に基づきまして、構造材料の強度、あるいは耐震性能を構造計算により算出をしていくというような過程を経て、判定をしていく必要があるのではないかというようなことでございます。この判定につきましては、第三者機関によって実施することが望ましいというような考察をいただいております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 齊木一三君。

11番（齊木一三君） 北小学校の移転の関係でございますが、大口中学校におきましてはプロポーザル方式ということで、今まで大口町で取り組んだことのないような形で業者選定をされたわけですが、今回はまた、もとの戻って、指名競争入札、また一般競争入札というような形をとられるということなんですが、また学校に対して、通学させている御父兄の皆さんの意見も聞くとか、そういう委員会を持たれるような形になるのでしょうか。

それともう一つ、電子入札というような話を私も一般質問でやったような記憶があるんですが、この導入関係にしましても、今年度中に何とか入るようなことを聞いておるんですが、そういうのにも対応されていかれるのか、お尋ねをいたします。

議長（宇野昌康君） 企画財政課長。

企画財政課長（近藤勝重君） 今御質問いただきました電子入札の件なんですけれど、ちょうど今現在、1月に物品、コンサル、工事等の電子入札の登録ということで、業者の方からパソコンによる入力の登録及び必要な書類、納税通知書等の書類が送付されて、今、処理に当たっているところでございます。入札につきましては、4月から一応電子入札の方を実施していく予定であります。

それで、今言われました北中の関係につきましては、どのような形をとるのかということはまだ決めておりませんので、よろしくをお願いします。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 北部中学校の増改築、あるいは校舎の新築工事につきましては、大口中学校の建設の際、明日の学校づくり検討委員会等で御意見をお伺いしながら進めてきておりますので、北部中学校につきましても、明日の学校づくり検討委員会、あるいは先生方の意見もお聞きしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 齊木一三君。

11番（齊木一三君） 業者の指名とか、そういう関係につきまして、そのプロセス関係につきましては、また議会の方へも逐次報告をいただけたらと、このように思っております。

それから、大口中学校の屋内運動場、黒川さんで考察をいただきまして、第三者機関をお願いした方がいいだろうというような答弁だったかと思いますが、今もうこの予算が組まれちゃってあるわけですね。改修工事費ということで工事が上がっちゃってあるわけですが、それで黒川さんでまた言われて、第三者機関に見てもらって、変更できるわけですか。一度耐震補強の診断がやってあるわけですね。だから、今のやってある分についてのことを言っているわけではなくて、屋根の下地材のことを口を酸っぱくして言っておるわけです。要するにその分に関しては耐震診断とは何ら関係なく、診断には入っていないわけです。以前、住宅センターで耐震診断を受けた。補助金のためにどうしても受けなきゃいかんもんで、それをやったと。だから、それはもう耐震補強がやってあるから、この建物は大丈夫ですというような答弁がなされておったかと思うんですが、これ全く違うんですね。私、きょうも持ってきておるんですが、住宅センターの耐震診断報告書、これも教育課さんの方にあると思うんですが、ここの中身を読んでいただくと実によくわかると思うんですが、ここの中に書いてあることは、いわゆる鉄骨と壁の増設によって耐震補強をしてくださいと、それが書いてあるわけです。だから、屋根の下地材については何も明記されていないもんで、それは設計にも入れてありませんと。だけど、工事が始まってみたときに、ずさんな工事がしてあったから危ないですよと。それを

口を酸っぱくして言っておるわけです。だから、黒川さんに考察してもらって、また第三者機関で判定をしてもらおうとか、そういう意味合いのものじゃないと思うんですけどね。ですから、私、何回でも言っておるんですけども、屋根の下地材だけはちゃんと現地を見てくださいますよと。それで、今回また、その工事に関してはやらずに、外壁、雨漏り、床の補修だと。だから、ちょっと考え方が、私、違うと思うんですよ。これは何回でも言っているんですけど。ですから、まだ第三者機関で構造判定をやられるというつもりですか。もう工事が決まっちゃって、設計も終わっちゃっているわけでしょう。一度答弁してください。

議長（宇野昌康君） 暫時休憩します。

（午後 3時14分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 3時17分）

議長（宇野昌康君） 教育長。

教育長（井上辰廣君） 今の答弁について、少し訂正をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

実は私ども、まだこのことについては検討した内容でございませんので、そういうものが黒川から来て、本当にきのう、きょうの話のことでございますので、お許しがいただきたいと思えます。

なお、齊木議員さんのその件につきましては、もう一度検討いたしまして、またお答えをさせていただきます、こういうふうに思います。よろしくお願いいたします。以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 齊木一三君。

11番（齊木一三君） 最後に1点だけ、ちょっと確認をしておきますが、設計図はできておるのでしょうか。まだこれからの段階でしょうか。また、それができていた場合には修正がきくのでしょうか。それだけお尋ねしておきます。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） この委託業務につきましては、既に完了いたしております。設計図書につきましても、でき上がってきているということでございます。

議長（宇野昌康君） また、委員会までにしっかりと答弁をつくっておいてください。

他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 179ページのスクールバス運行委託料ですが、先ほどの土田議員の関連質問ですが、先ほど、ここに計上してあります298万は南小学校の追加分の1台分だと。あとの3台分につきましては、巡回バスの方に計上してあるというふうに理解させていただきましたが、それでよろしいでしょうか。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） この298万円につきましては、南小学校へバス1台を追加するための予算でございます。現在3台で運行しておりますが、その3台分につきましては巡回バスの方で引き続きお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） その3台分と1台分と予算計上の科目を別々にするというのはどういう意味があるのでしょうか。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 今回1台を追加するということにつきましては、スクールバスという形の中で実施をしていきたいというふうに考えております。実際の運行につきましては、現在の巡回バスと何ら変わりはないわけでありますが、1台の追加分につきましてはスクールバスという形の中で予算を計上させていただいております。

今後、北小学校の移転という問題があるわけですが、下校時に一部遠くなる方がありますので、そういったところも見据えながら、今回スクールバスという形の中で予算計上をさせていただいております。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） ちょっと理解できませんけど、スクールバスという名称をつけるだけに1台分別に計上して、従来のものは巡回バスの中で運用していくから、そのまま残す。しかしながら、中身は小学生を送り届けるだけのものだと。本来だったら同じ内容の事業ですから、同じところに計上すべきじゃないかと思うんですが、こういうわかりにくくする予算の編成がちょっと私は理解できませんが、今後もこういう形でやっていかれるのでしょうか。もしそういうお考えでしたら、同じ事業ですから、どちらでもいいです、同じところに計上されるべきじゃないかと思うんですが、今後のお考えをひとつお聞かせいただきたいと思います。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 現在、巡回バスの方で3台をお願いしている中で、今回、1台

分についてはスクールバスという形の中で教育費の中で計上させていただきましたが、先ほども申し上げましたが、北小学校の北部中学校への移転ということも視野に入れながら、今後スクールバスという形の中で進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 2点だけお尋ねしておきます。

図書館ですけれども、図書館費で雇人料、賃金10人分組んでございますが、新年度から週1回の休館日として、6日開館ということで、一生懸命努力をさせていただいているんですけれども、この10人の雇人料、つまりパートさんで週6日の開館で十分なのかどうなのか。

もう1点は、温水プールで事故がありました。あの際についてのいろんな意見があります。そういう重大事故が起きた場合の危機管理のマニュアルをきちんとつくって、我々のところに示してほしいと思うんです。死亡事故などがあった場合には、直ちにその施設を利用している皆さんに退場していただくなどの措置が必要だったんじゃないかということで、当時、温水プールを利用していた少なくない皆さんからの声があります。いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 教育部参事。

教育部参事兼生涯学習課長（三輪恒久君） プールというのは常に危険を伴う施設であります。そうした関係で、私どもは委託をウィルに出しておるわけですけれども、私どもの生涯学習課の職員は、起きてからどう対応するか。委託の方は、実際のプールの中での対応ということで、それぞれ私どもが考えている素早い対応の関係ですけれども、まずは、沈んでおるといっても、死角に入ってしまったときになかなか見づらいときがあります。それは、監視員だけではなくて、そこに泳ぎに来ていただいている方々も一緒になって、そういった方の報告を監視員にすぐするというので、その状況を的確に監視員の方に伝えていただくようなマニュアルは当然これから私どもが指導していくものだろうというふうに思っております。今現在でも、そういうことに関してはきちっとやっているところでありましてけれども、なかなか100%というようなことはまいりません。ただ、起きたときに、素早い対応ができるような方法を今後もう一度検討してみたいというふうに思っております。

それで、その後、私ども、人数的には50人程度、ないし100というんですかね、プールの大きさが遊泳、それから歩くところ、さらには子供のところ、それからもう一つは子供の遊ぶ滑り台がついているところ、それとジャグジーがあります。

今回起きましたのはジャグジーでありまして、泡が立っておりますので、それと周りのジャ

グジーのケースが肌色のような、クリーム色のような色であります。人間の肌もジャグジーの施設のものによくマッチします、水と。そういう関係で、泡が立っているとなかなか見にくい点が実はあります。即、その日以降もう1人監視員を増員しまして、配置をし、素早い対応ができるような状況には今しておるところであります。

それから、私ども、起きて、すぐその措置をし、職員はすべてきちっとやったつもりでありますので、決しておくれたという気持ちは考えておりません。

議長（宇野昌康君） 教育部参事。

教育部参事（野田敏秋君） 田中議員さんから、週6日開館について、臨時職員さんの関係で御質問をいただきました。

この3月までは、今、試行で6日開館を行っています。4月からは、例規も直しまして本格運用していくわけです。この予算に上げさせていただきました10人の中で、現在フルタイムで来ることができる、そういう方は4名見えます。そして、扶養の範囲内という方が3名、そして土曜とか日曜、それから祝日に来ていただける方が1名、あとの2名は夏休みの期間中のときだけというふうに考えております。以前にも申し上げましたが、フルタイムで6人ちょっとというところまでいけば6日開館に対応できるというふうに思っておりますが、今の計算では6.3人ほどになってまいりますので、この臨時職員さんの人数で平成20年度、週6日開館をやっていけるというふうに私は思っております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） もう答弁はいいですが、死亡事故などがあつた場合には、直ちに会場を閉めて、利用者にはその日は退場していただくと。職員の皆さんや担当者も、そういう事故があれば非常に動揺しておりますので、その日は直ちにそれ以降は休館にすべきじゃないかという意見がありましたので、御参考に。

それから、図書館についての資料、需用費などの計上がありますけれども、いろんな調査をやろうという際に、政党関係の機関紙、新聞等がある図書館もあるんだけど、大口町はないと。そういうのをそろえてほしいという声もあります。私ども日本共産党は、例えば一宮の図書館に寄附という形で、無料でもう何十年も「赤旗」の日刊紙というものを提供させていただいております。そういうお申し出を各政党にやっていただければ、多分無料で御提供がいただけて、そうした政党関係の調査等についても利便性が向上するというふうに思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

以上で、教育費の質疑を終了いたします。

続いて、款11.災害復旧費から款14.予備費までについて、予算に関する説明書の232ページから235ページまで、ありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

以上で、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費の質疑を終了いたします。

続いて、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書について、予算に関する説明書の236ページから248ページまでです。ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 245ページですけれども、大口市の中学校校舎建設事業ということで2%の利率で借入れがあります。また、18年度にも臨時財政対策債ということで2億4,000万ですかね。私、いつも気に入らんのは、償還年限の据え置きというやつですね。償還年限の据え置きというのは、どちらが決めるんですか。

議長（宇野昌康君） 企画財政課長。

企画財政課長（近藤勝重君） 後ほど、また調べさせていただきます、御答弁させていただきます。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 要するに元金を返済させずに、結局利息だけ取るんですね、最初の3年間は。ということは、借金してもらおうと本当に国の方は大もうけというね。返せるような財政力がありながら、3年間は利息だけ取るというやり方も私はどうかなというふうに思うんですね。借りるのと貸す方とどっちが立場的に有利かといやあ、それは貸す側だとは思いますが、しかし、自治体と国は対等、平等なんだということを言っておるわけですね、今、地方分権の中で。であるとするのならば、大口市の方からも当然、それは向こうの貸す条件とかあるのかもわかりませんが、そこはやっぱり対等、平等に、大口市としては財政力が一定あるわけですので、きちんと1年目から償還していけるような、そういう交渉も当然私はやるべきだと思うんですよ。そうしないと、3年間は利息だけ払って、元金は減らないという、こんな間尺に合わない借金の仕方というのはないと思うんですね。アメリカの住宅ローンみたいに思うんですよ、本当に。最初のうちは少なく返していけて、その後、負担がふえるというやり方と全く一緒ですよ。国がこんなことをやっておっては本当にいかなのじゃないかなというふ

うに私は思いますので、この平成20年度はお金を借りないんですね、たしか。そういう点ではあれですけども、しかし、今後借りる場合においては、この償還年限の据え置きというのはやめていただきたいなというふうに思います。これ、下水道の方でもありますね、多分。だから、そこら辺はよく検討していただきたいというふうに思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 237ページの表の一般職、総括のところには本年度職員数176とありますが、先ほどどなたかの質問に対して、20年4月1日現在191名という御答弁がありました。この176名というのは、教育が入っていないんですか。そのところの違いをお願いします。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） 丹羽議員の御質問にお答えします。

この176人は、一般会計のみの職員数でありまして、ほかの特別会計は含んでおりません。寄せていただきますと、先ほどの数字になるかと思えます。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第17号 平成20年度大口町一般会計予算の質疑を終了いたします。

議案第18号 平成20年度大口町土地取得特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

平成20年度大口町土地取得特別会計予算書及び予算に関する説明書の249ページから255ページまでについて、ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） この会計で持っている土地というのはあるんですか。

議長（宇野昌康君） 企画財政課長。

企画財政課長（近藤勝重君） 所有している土地はございません。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） これをもって、議案第18号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第19号 平成20年度大口町介護保険特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

平成20年度大口町介護保険特別会計予算書及び予算に関する説明書の256ページから284ページまでについて、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第19号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第20号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

平成20年度大口町国民健康保険特別会計予算書及び予算に関する説明書の285ページから319ページまでについて、ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) 307ページをお願いいたします。特定健康診査等の事業費につきまして先ほど説明がございました。その中で、今までの住民基本健診の受診率はどの程度でありましたでしょうか、お知らせいただきたいと思ひます。

今回の特定健康診査の受診対象者数は大体どれくらいになるのか、お尋ねいたします。

そしてまた、国は24年度の実施率の目標値というのを65%というふうにされているかと思ひますけれども、そうなりますと、本当にしっかり取り組んでいかないとペナルティーが課される、そういったふうになっていくかと思ひますが、まず受診率をお聞きしまして、またどのように考えられているのかということもお尋ねしたいと思ひます。

議長(宇野昌康君) 健康課長。

健康課長(河合俊英君) 基本健診の受診率について御質問をいただきました。

18年度の数字ですみません。受診者数が3,039名、受診率が42.2%でございます。

議長(宇野昌康君) 保険年金課長。

保険年金課長(吉田治則君) 国保の特定健診等でございますけれども、40歳から64歳までが一応1,850人、65歳から74歳までが1,850人、ともに今そういう想定であります。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) とともに1,850人でよかったですよね。そうしますと、これから目標値というのが65%ということで、24年までということですので、あと4年はございますけれども、かなり高い目標値だと思ひます。具体的に今年度はというふうに、1年ずつ、どのようにお考えになられているのか、お尋ねしたいと思ひます。

そこでまた、メタボの予防するための指導の実施というのが今回の大きなポイントにもある

かと思いますが、それが義務づけられてくるということで、今でも保健師さんはいろんなお仕事でお忙しいと思うんですけれど、今の保健師さんの人数で対応していけるのかどうかということもお尋ねしたいと思います。今後、保健師さん、そういった指導をされる方の対応、はっきり言うと、ふやさないでもやっていけるのかという部分をお尋ねしたいと思います。

議長（宇野昌康君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 特定健診の実施率及び保健指導の実施率でございますけれども、今、もう最終段階に来ております実施計画書の中で、平成20年度特定健診につきましては49%を目指す。21年度以降については、それぞれ53、57、61、平成24年度目標値を65%というふうに進めます。

次に保健指導でございますけれども、同じく平成20年度には25%、あと30、35、40、平成24年度には45%というような目標値を立てております。

また、メタボリックシンドロームの予備群、該当者の減少率でございますけれども、平成20年度と比べまして、平成24年度には全体で10%減らすというような目標で進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（宇野昌康君） 健康課長。

健康課長（河合俊英君） 特定保健指導に係る保健師について御質問をいただきました。

この特定保健指導につきましては、保健師、それから管理栄養士と医師の3業種が特定保健指導を行うということで、今回法の方で決められております。私どもにおりますのは、当然保健師と管理栄養士でございます。今現在、町の職員は保健師が5名でございます。それから管理栄養士が1名おります。そして、ただいま育児休暇中の保健師が1名、管理栄養士も育児休暇中ということでございまして、臨時の保健師が2名おりまして、現在6名の保健師でございます。それから、管理栄養士が1名ということでございます。

これでどうかという御質問でございますが、来年度、初年度でございますので、どのような形で保健指導をやっていくかということは当然模索しながら検討しているところでございますが、基本的には、保健指導、メタボリックの状況によりまして、積極的支援、そしてもう一つ、動機づけ支援がございます。積極的支援につきましては、3ヵ月ほど継続した支援が必要ですが、その継続につきましても、最初面接して、間は電話での対応だとか、メールでの対応、それぞれの形があるかと思えます。そして、継続的に支援していくということで、主には積極的支援をしっかりとやっていかないといけないだろうという想定をしております。

そして、計画といたしましては、3ヵ月間の指導期間を3クール実施したいというような計画を持っております。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 目標値は設定されても、なかなか実施は大変だと思いますので、今後ともしっかりと取り組みをぜひお願いしたいというふうに思います。

今、栄養士さんのお話も出ましたけれども、こうした特定健康診査指導ということは、幼児期から食生活習慣をしっかりとしていかなければいけないと。また、運動とかも身につけなければいけないと思いますので、ぜひこうした健康づくりということにおきましては、幼児期から基本的な習慣をぜひ身につけていくということが大事になろうかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（宇野昌康君） 健康課長。

健康課長（河合俊英君） 今回、医療制度につきましては、こういった形で変わってくるということでございますが、健康づくりそのもの、ポピュレーションアプローチと申しますが、こういった健康づくり事業につきましては何ら変更ございません。今までと同様にリスクの高い方だけではなくて、しっかり住民さんへの啓発活動等は引き続き続けていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 私も特定健診のことで1点だけお尋ねしておきますが、今まで住民基本健康診査は大口町は無料で行ってききましたよね。今度の特定健康診査については、具体的にどのように行われるのでしょうか。

議長（宇野昌康君） 健康課長。

健康課長（河合俊英君） 国の方の基本的な手引によりますと、医療制度のような形で受診券を交付して、医療機関にかかる。そして、費用決済は、国保でいきますと国保連合会、そういった費用決済機関がございますので、そういったところで実施するというような形でございます。ただし、委託先において、健診結果等の入力等の作業、それから費用決済の作業等がございます。今、検討しておりますのは、ほぼ基本健診と同じような形で、実施期間としては7月から10月までの3ヵ月間、そして委託先におきましても、尾北医師会の扶桑・大口支部の管内の受けていただける医療機関で行いたいと考えております。

それから、健診項目は、先ほど申しましたように、国の方は基本項目をやりなさいと。そして、基本項目から、数値等で必要な方には詳細項目を実施するという形でございますが、初年度は恐らく基本項目のみを行う形になります。というのは、前年度の結果においてリスクの高い人は心電図なり眼底検査をやってくださいということで、保険者側からの指示、そういった

形になります。ですから、初年度ですので、そういった形が恐らく少なかるうということでございます。ですが、本町といいますか、これは尾北医師会と管内の2市2町、江南市、犬山市、扶桑町、大口町と同一の歩調で今検討し、そして尾北医師会と協議を重ねているという状況でございます。今お話ししましたように、基本項目プラス詳細項目を実施することによりまして、その費用の1割弱程度になりますが、1,000円の自己負担をお願いしたいという方向で現在協議しているところでございます。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） これをもって、議案第20号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第21号 平成20年度大口町老人保健特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

平成20年度大口町老人保健特別会計予算書及び予算に関する説明書の320ページから326ページまでについて、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第21号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第22号 平成20年度大口町後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

平成20年度大口町後期高齢者医療特別会計予算書及び予算に関する説明書の327ページから333ページまでについて、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第22号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第23号 平成20年度大口町国際交流事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

平成20年度大口町国際交流事業特別会計予算書及び予算に関する説明書の334ページから340ページまでについて、ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 酒井久和君。

13番（酒井久和君） 一つだけです。国際交流費の歳出の方で前年対比175万ふえておりますが、特別今年度は何か研修が組まれているように思いますが、どんな事業ですか。

議長（宇野昌康君） 地域振興課長。

地域振興課長（星野健一君） 酒井議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

国際交流事業につきましては、今年度職員の海外派遣研修で2名分の100万円と、国際交流推進実行委員会を立ち上げますので、その50万円の負担金が主な要因でございます。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） これをもって、議案第23号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第24号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

平成20年度大口町公共下水道事業特別会計予算書及び予算に関する説明書の341ページから373ページまでについて、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第24号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第25号 平成20年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

平成20年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算書及び予算に関する説明書の374ページから389ページまでについて、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第25号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第26号 平成20年度大口町社本育英事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

平成20年度大口町社本育英事業特別会計予算書及び予算に関する説明書の390ページから396ページまでについて、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第26号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第27号 大口町道路線の認定について、質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第27号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑に入ります。あり

ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第28号の質疑を終了いたします。

議案の委員会付託

議長(宇野昌康君) 日程第2、議案の委員会付託に入ります。

ただいま議題となっております議案第5号から議案第27号までについては、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号から議案第27号までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をしました。

散会の宣告

議長(宇野昌康君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす以降は、各常任委員会開催のため休会とし、3月17日月曜日午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでございました。

ありがとうございました。

(午後 3時57分)